

# Report on APRIL Group's Implementation of Sustainable Forest Management Policy 2.0

エイプリルグループの持続可能な森林管理方針 2.0 の実施に関する  
報告書

KPMG Performance Registrar 社  
カナダ・ブリティッシュコロンビア州 バンクーバー  
ダンスミア通り 400-777

2016 年 12 月

# 目次

1. 要約と結論
  2. エイプリル社の事業運営概要
  3. 第三者ステークホルダー諮問委員会
  4. SFMP2.0 とパフォーマンス指標の作成
  5. 保証プロセス
  6. 報告方法
  7. パフォーマンス指標データ報告の制約
  8. SFMP パフォーマンス指標
    - I. 長期的持続可能性に関する指標
    - II. 森林の保護と保全に関する指標
    - III. 泥炭地管理に関する指標
    - IV. 二酸化炭素排出量の継続的削減に関する指標
    - V. 現地コミュニティの積極的支援に関する指標
    - VI. 先住民とコミュニティの権利の尊重に関する指標
    - VII. 職場での責任ある慣行に関する指標
    - VIII. 法令遵守および認証に関する指標
    - IX. 優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性に関する指標
- 
- 付録 I. SFMP2.0
  - 付録 II. 指標要約
  - 付録 III. 不適合に対するエイプリル社行動計画
  - 付録 IV. 改善に向けた機会

# 1. 要約と結論

KPMG Performance Registrar 社（KPMG 社）は、エイプリルグループによる持続可能な森林管理方針（SFMP2.0）の実施に関する限定的保証業務を完了した。本報告書は実施された監査業務の範囲と KPMG 社の発見事項を説明したものである。

## 保証業務の目的

当社は、2015年6月3日から2016年6月30日についてエイプリル社により SFMP2.0 に関連して提出されたパフォーマンス指標に関わる限定的保証業務を行うため、エイプリル社の第三者ステークホルダー諮問委員会（SAC）によって雇用された。

## SFMPパフォーマンス指標

SFMP2.0 のパフォーマンス指標は、第三者 SAC（ステークホルダー諮問委員会）の助言を受け、SFMP2.0 の誓約を履行するにあたり自社の進捗状況に関する質的情報を提供することを目的にエイプリル社によって作成された。指標の作成には、現地および国際双方のステークホルダーからの意見が盛り込まれている。

主題の性質ならびにこの種の指標のためのパフォーマンス評価データを質・量ともに確定するための利用可能な方法を考慮すると、正確性の達成度合いにはそれ固有の制約がある。経営陣は指標のそれぞれについて方法を開発したが、それらは今後時間とともに変化し、計測や比較可能性に影響を与える可能性がある。

## 管理責任

エイプリル社の経営陣は、SFMP向けの社内ガイドラインと定義に従って SFMP パフォーマンス指標データの作成準備と提示を行う責任があり、また、付録3および4に記載のある確認された不適合への対処、およびその改善のための行動計画の作成と実施に対する責任も負っている。

## 当社の責任

当社の責任は限定的保証業務を実施し、実施された作業に基づいて結論を公表することであった。保証業務は、持続可能な森林管理認証業務に関して一般的に適用されている世界標準である ISO 17021 を考慮して実施された。

## 当社のアプローチ

限定的保証業務は、主として SFMP パフォーマンス指標データの選定準備を行った責任者への問い合わせ、ならびに当該データに対し必要に応じて分析的およびその他の証拠収集の手続を適用することを内容としている。手続には以下のものが含まれる。

- SFMP パフォーマンス指標データ作成におけるデータ収集、および報告プロセスを理解するための法人および関係職員に関する運用レベルの問い合わせ
- 報告済みデータとその根底にあるデータソースの比較
- 主要な前提、ならびに該当する場合は計算の再実施に関する問い合わせ
- 報告済みデータとの整合性を目的とした現場状況の評価のための7つのコンセッションエリアの現場監査
- 原材料フローと追跡手続を評価するためのケリンチ工場およびフトン港の現場視察

限定的保証業務で実施される証拠収集手続の範囲は、合理的保証業務向けの手続よりも狭いために、保証水準は低い<sup>1</sup>。

## 発見事項と結論

<sup>1</sup> 限定的保証業務は、これが持続可能性に関するデータに対して世界的に適用されている一般的な保証形態であることを考慮し、適切なものと判断された。

パフォーマンス指標データ—実施された手続に基づく限りでは、報告書に提示されたエイプリル社の SFMP パフォーマンス指標データが、エイプリル社の SFMP 報告向け社内ガイドラインおよび定義に従って、すべての重要な点について、作成され提示されていないと判断される事項は認められなかった。

SFMP2.0 との適合—業務の過程で、パフォーマンス指標データに基づく限り、報告期間中に SFMP2.0 要件の実施において 3 件の不適合が確認された。これらは本報告書付録 3 に要約されており、この根本原因に対処するためにエイプリル社が作成した正式な是正措置計画も付されている。

また、SFMP2.0 との適合性の確保のためのパフォーマンス指標データ・手続の収集および報告の双方に関連して、28 の改善の望まれる事項も確認された。これは本報告書の付録 4 に要約されている。

当社の発見事項に関してはパフォーマンス指標データに関する注釈とともに、本報告書の第 7~15 節の中で指標毎に記載している。

## 報告書の使用

本保証報告書は、当社の業務条件に従い、専らエイプリル社のステークホルダー諮問委員会に提供されるものである。当該業務は、当社が約束した本保証報告書での報告対象となっている事項に関してステークホルダー諮問委員会に報告することを目的に実施されたものであり、それ以外の目的は有していない。当社の業務、本保証報告書または当社が出した結論については、ステークホルダー諮問委員会以外の何人に対しても責任を負うまたはそれを引き受けるものではない。

KPMG PRI

KPMG Performance Registrar 社

カナダ・ブリティッシュコロンビア州バンクーバー

ダンスミア通り 400-777

2016 年 12 月

## 2. エイプリル社の事業運営概要

エイプリルグループは、インドネシアスマトラ島のリアウ州パンカラン・ケリンチに紙パルプ工場を保有している。この工場には年間 280 万トンのパルプと 115 万トンの紙を生産する能力がある。

この紙パルプ工場の原材料は、リアウ・アンダラン・パルプ&ペーパー社（RAPP 社）（PT Riau Andalan Pulp and Paper: PT. RAPP）とスマトラ島の 40 の長期サプライ・パートナーとが保有する約 48 万ヘクタールの植林地を原産としている。現在、エイプリルグループと同社の長期サプライ・パートナーの植林地が当該工場の原材料ニーズの約 68~78%を供給しており、残りをスマトラ島、カリマンタンおよびマレーシアからの短期供給源が占めている。

2016 年 6 月 30 日時点では、メルバウ・プララワン・レスタリ社（PT Merbau Pelalawan Lestari）がエイプリルグループの長期サプライ・パートナーであり、メルバウ社のコンセッションエリアのデータが主にこの報告書の保全地区と植林地データの基になっている。しかし報告期間に続く 2016 年 8 月に、メルバウ社が 2004 年、2005 年、2006 年にコンセッションライセンスに違反してコンセッションエリア外で伐採を行っていたことについて最高裁判決が出され、サプライヤーとしての契約を打ち切られた。

RAPP 社の所在地、および継続中の長期サプライヤーのコンセッションエリアを表した地図が下図 1 に、短期サプライヤーのコンセッションエリアを表した地図は次頁の図 2 に示されている。エイプリル社の事業運営のさらに詳しい情報については、[www.aprilasia.com](http://www.aprilasia.com) を閲覧のこと。

エイプリル社、同社の森林管理誓約および関連データに関するさらに詳しい情報については、<http://sustainability.aprilasia.com> にある持続可能性ポータルサイトに提供されている。

図1 RAPP社および継続中の長期サプライヤーの概略位置<sup>2</sup>

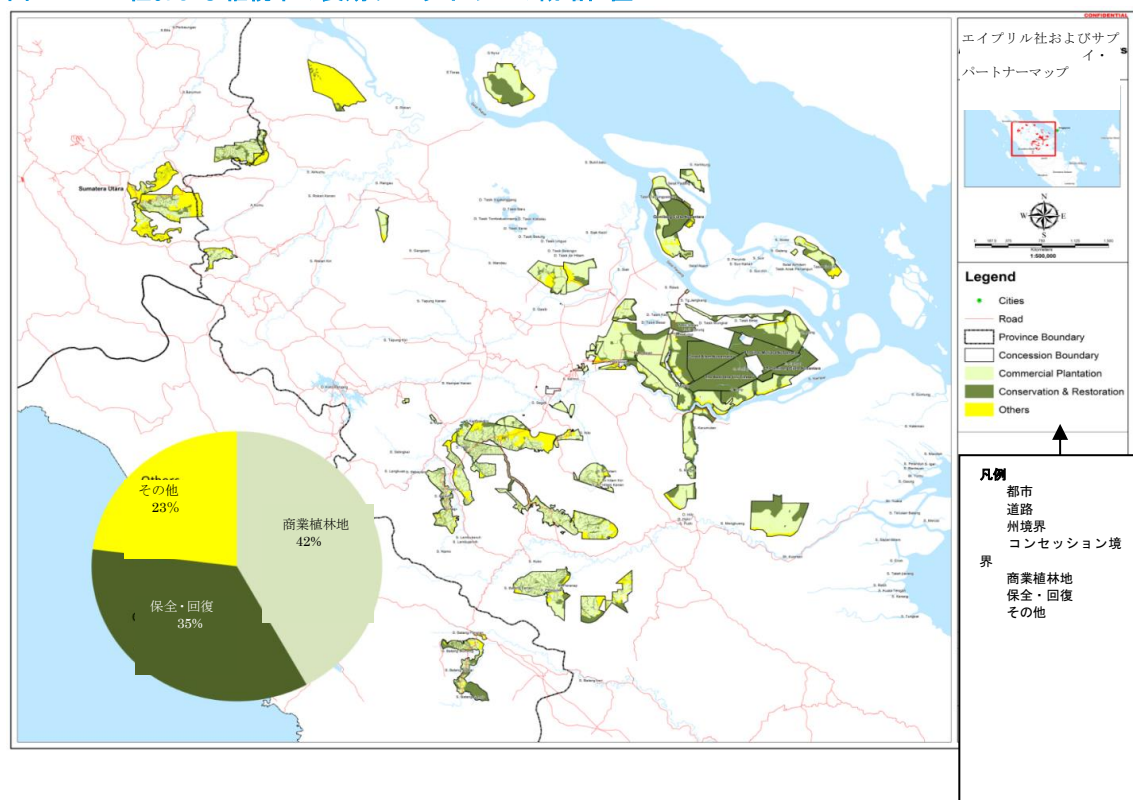


図2 短期供給パートナー概略位置

<sup>2</sup> 黄色マークで「その他」に分類された地域には、紛争解決地域、操業不能地域、コミュニティ生活地域およびインフラが含まれている。



短期サプライヤー



①ヌサンタラ・ワナカシタ社

ヌサンタラ・ワナカシタ社	
管理	ヌサンタラ・
ユニット	ワナカシタ管理

②マヤンカラ・タナマン・インダストリー社

マヤンカラ・タナマン・インダストリー社	
管理	マヤンカラ・タナマン・イン

③サラワク人工林

サラワク人工林	
管理	サラワク人工林
ユニット	

④ブサカ KTS 森林植生地 (伐採区画 I)

ブサカKTS森林植生地 (伐採区画I)	
管理	サラワク人工林
ユニット	
SK人工林木材	LPF/0012
林産事業許可	
企業ID	KTS

⑤アディンド・フタニ・レスタリ社

アディンド・フタニ・レスタリ社	
管理	アディンド・フタニ・
ユニット	レスタリ社
SK人工林木材	SK. 88/Kpts-II/1996
林産事業許可	
企業ID	AHL

⑥タンジュング・レデブ・フタニ・レスタリ社

タンジュング・レデブ・フタニ・レスタリ社	
管理	タンジュング・レデブ・フタニ・
ユニット	レスタリ社
SK人工林木材	SK. 329/Menhut- II/2011
林産事業許可	
企業ID	TRH

SK人工林木材	SK. 464/KPTS-II/2009
林産事業許可	
企業ID	AAS

SK人工林木材林産	
事業許可	SK450/Menhut-II/2016
企業ID	WSL

SK人工林木材林産	
事業許可	SK. 201/Menhut-II/2011
企業ID	KDR

社	ユニット
SK人工林木材林産	
事業許可	SK. 184/Kpts-II/1996
企業ID	IHM

### 3. 第三者ステークホルダー諮問委員会

エイプリル社は、同社の持続可能な森林管理方針の実施を監督することを目的に設置された第三者ステークホルダー諮問委員会（SACまたは委員会）を有している。SACのメンバーは持続可能な森林および社会に関する専門家らによって構成されている。

SACはSFMP2.0実施の初年度にわたるエイプリル社の進捗状況の評価を行うためKPMG社を任命した。KPMG社はSACに発見事項を直接報告する。SAC会議の議事録およびSACによる提言は、下記から閲覧が可能。

<http://www.aprilasia.com/en/sustainability/stakeholder-advisory-committee/meetings-updates>



## 4. SFMP2.0 とパフォーマンス指標の作成

SFMP2.0は2015年6月3日に公表されたもので、エイプリル社の持続可能な森林管理方針の第2版にあたる。同方針は <http://www.aprilasia.com/en/sustainability-policy> で閲覧できる。

同方針には以下に関連する誓約が含まれている。：

- 長期的持続可能性；
- 森林保護・保全；
- 泥炭地管理；
- 二酸化炭素量の継続的削減；
- 現地コミュニティの積極的支援；
- 先住民とコミュニティの権利の尊重；
- 職場での責任ある慣行；
- 法令遵守および認証；
- 優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性；

### SFMP2.0指標

**指標の目的** - SFMP2.0 指標は、パフォーマンス評価基準を設定し、これに照らして SFMP2.0 実施の時系列的な追跡を可能にするために設定された。本報告書の各指標に与えられたデータはパフォーマンス評価の基準レベルと見なされ、これに照らして将来の改善策が評価されることになる。

**指標の作成** - 現在のパフォーマンスを確定し、エイプリル社の SFMP2.0 の実施状況を追跡するために、同社の事業運営の主要な側面に関して、SFMP2.0 実施の全体的状況と実効性の判断に用いることができるような最新の情報を提供する一連のパフォーマンス指標が必要とされた。

2015 年および 2016 年の期間、エイプリル社は、第三者 SAC および社外のステークホルダーと協力し、SFMP2.0 の主要な誓約の履行を追跡するための一連の指標を作成した。

指標の作成には、開発プロセス期間中現地および国際双方のステークホルダーの助言を得ることが条件とされた。

この一連の指標には SFMP2.0 に基づく主要な誓約が盛り込まれており、これは本報告書付録 1 に示されている。

今回が SFMP2.0 の実施の初年度に当たったため、進捗状況報告のためのデータはすべての指標案について入手できなかったわけではなかった。その結果、報告済み指標のいくつかは、SFMP2.0 の業績と誓約に関する進捗状況報告に適した追加データが揃うまでの暫定的な性格のものとなっている。

設定された指標は今後の報告期間において変化することが予想され、時間の経過とともに以下の要素を反映して調整されることになる。

- SFMP2.0 のパフォーマンスの監視に一層適した新たなデータの利用可能性
- エイプリル社および SAC ステークホルダー双方の関与プロセスを通じてステークホルダーが特定した関心領域の変更
- SAC により特定された新たな関心領域
- エイプリル社のウェブサイト <http://sustainability.aprilasia.com/download/preview/136> に掲載される指標に関する意見公募



**指標報告期間** - SFMP2.0 は 2015 年 6 月 3 日に成立したが、本報告書に含まれる指標データの大半は、エイプリル社の（月単位で主要データを捕捉する）報告制度に合わせるために 2015 年 7 月 1 日～2016 年 6 月 30 日の期間を対象にしている。2015 年 6 月 3 日時点の SFMP 誓約の履行が極めて重要だと考えられている一定の指標については、2015 年 6 月 1 日～2016 年 6 月 30 日までのデータが報告されている。各指標について、該当する報告期間が定まっている。

# 5. 保証プロセス

## 報告書の範囲

限定的保証業務は、2015年6月3日のSFMP2.0の発表から2016年6月30日の期間に付録1の各指標の下でエイプリル社が報告したデータを基に実施された。

当該業務は、持続可能な森林管理認証の監査に最も一般的に適用されている世界基準のISO17021を考慮して実施された。

## 業務の実施

**業務段階** - 業務は、以下のような多くの段階で実施された。

- ケリンチ工場の暫定的現場視察—2016年1月

暫定的現場視察は、エイプリル社とそのサプライヤーが行っている混合広葉樹（MHW）の伐採とケリンチ工場によるMHW利用の段階的縮小に対する主要な誓約に関して、時間的制約のある監査業務を完了させるために行われた。ケリンチ工場によるMHWの利用の段階的縮小は、2015年12月31日までに完了することが要件とされた。

業務チームは、これら要件の履行を査定するため2016年1月11日～22日にわたり工場視察を行った。この作業は当該工場、木材配送計量器、ケリンチ木材置場およびフトン港で実施された。（フトン港は、解で受け取った原材料配送品がケリンチ木材置場までトラック輸送される前に荷卸しされる場所である。そのためこの港は、木材の原産地が分かるようにするために加工・流通管理手続を実施することが求められる供給システムの要所である。）

- 報告方法の審査—2016年6月

2016年6月、業務チームは、パフォーマンス指標の適切な報告方法を作成・記録するにあたりエイプリル社から提供された進捗状況を審査した。これは、データの保証が可能になるようにするために必要なステップであった。

- 最終業務計画—2016年8月

保証プロセスの期間と視察対象のコンセッションエリアを特定する最終業務計画は、視察に向けた資材調達準備を行うための十分な時間を与えるため、現場視察の2週間前にエイプリル社に提供された。

- コンセッションエリアの現場視察およびケリンチ工場の施設内手続—2016年8月～9月

コンセッションエリアの現場視察はエイプリル社提供の指標データのサンプリング・テストを行うために実施された。さらに、ケリンチ工場の会社事務所で職員および経営者のインタビューや書類・記録の審査が行われた。

SFMP2.0初年度の主要現場パフォーマンス評価が2016年8月22日から9月16日にかけて実施され、ケリンチ工場、原材料作業事務所およびフトン港の視察に関わった業務チームは、下図3に示すように7つのセクター/コンセッションエリアで現場視察を実施した。現場視察の場所は報告期間中の土地開発状況の変化の評価を行った後に選定された—新規植林地開発、混合広葉樹開発停止および現地コミュニティとの紛争解決手続に重点を置いたSFMP2.0の誓約の遵守を査定するために現場の具体的な選定が行われた。

図3：現場視察の範囲と場所

下の表は報告期間中のSFMP2.0の査定の一環として、一定の監査手続を完了するためKPMGチームが実施したすべての現場視察を列挙したものである。

セクター／コンセッションエリア	所有者	日付
メランティ・イースト スマトラ島リアウ州	RAPP 社	8月29日～9月1日
ウクイ スマトラ島リアウ州	RAPP 社	9月5日～8日
ブララワン・ノース スマトラ島リアウ州	RAPP 社	9月7日
セララス・アバド・ウタマ スマトラ島リアウ州	長期サプライヤー—セララス・アバディ・ウタマ社	8月24日～26日
クブ スマトラ島リアウ州	長期サプライヤー—スマテラ・リアン・レスタリ社	8月29日～9月1日
リンバ・ラズアルディ スマトラ島リアウ州	長期サプライヤー—リンバ・ラズアルディ社	9月5日～8日
ITCI 東カリマンタン	長期サプライヤー—itci フタニ社	9月7日～9日

現場視察に加え、業務チームの審査対象となったのは、エイプリル社の GIS データベース、木材配送用計量器情報、衛星画像、プラウ・パダンの RAPP 社セクターおよびカリマンタンのアリンド・フタニ・レスタリ社コンセッションエリアにおける混合広葉樹伐採停止の実施に関する第三者モニタリング報告書、ステークホルダーとの提言の実施記録並びに現地コミュニティとの紛争状況記録であった。これらの情報は、現場視察中の現地コミュニティから得たインタビュー証言や地元の村々との契約記録によって補足された。SFMP2.0の各指標向けのエイプリル社のデータの査定に使用された詳細な証拠は、本報告書の”データ及び発見事項”の中に記載されている。

- 第三者ステークホルダー諮問委員会と共同の報告書作成と検討—2016年10月～12月

報告段階では、業務チームはパフォーマンス指標を裏付ける追加書類の審査や指標中の主要な主張を裏付ける説明の収集を行った。初期の結論は、報告書草案の完成前にエイプリル社との事実確認が行われた。

その後、報告書草案が作成され、コメントを求めるため最終確定前にステークホルダー諮問委員会に提出された。

- 行動計画策定と承認—2016年11月～12月

エイプリル社は審査プロセス期間中に特定されたすべての不適合に対する是正措置計画を作成・提出した。これらの計画は、KPMG社による適性審査を受け、適切だと判断された時点で承認された。

是正措置の迅速かつ効果的な実施は、エイプリル社の責任である。今後の審査でこれらの実施が査定されることになる。

**チーム** - 業務チームは8名の専門家で構成された。

- 森林認証の実施と持続可能性データに関する保証に経験豊富なKPMG職員4名
- 現地の森林コンサルタント3名、および
- 現地の（KPMG社の）保証専門家1名

## 6. 報告方法

各パフォーマンス指標につき、情報源は以下の2つである。:

- 指標に関するエイプリル社独自の定量的データ、および
- 指標データとKPMG社の発見事項の査定のために行われた作業に関するKPMG社の情報

各パフォーマンス指標は、以下の一般的な書式で示される。:

エイプリル社 提供情報	2015年6月1日~2016年6月30日までの期間のエイプリル社データ	報告書は、今後の進捗の尺度となるようなパフォーマンス評価基準を設定するため、各パフォーマンス指標に関連してエイプリル社が準備した定量的な業績データを示す。
KPMG 社提供情報	証拠審査	業績に関連して KPMG 社が審査する主要な証拠
	発見事項	指標データに脈略を与え、指標データと SFMP2.0 との関連性を説明するための追加情報
	不適合	不適合は、指標データまたは指標データの欠如が SFMP2.0 の要件違反を伴う場合に生じる。
	改善に向けた機会	改善に向けた機会は、KPMG 社が指標の範囲、指標データの収集および品質管理プロセスまたは指標に関連してエイプリル社が行った基礎となる SFM 慣行およびモニタリングの性質に改善が望まれる事項を認めた場合に提起される。かかる場合において、SFMP2.0 の具体的な違反は確認されなかった。

# 7. パフォーマンス指標データ報告の制約

今回が新しく作成された一連のパフォーマンス指標に基づく報告の初年度に当たる。多くの事例で、各指標に基づく十分な報告を裏付けるために必要となるデータにギャップが存在した。長期・短期サプライヤー向けの業績データのギャップに関連して、以下のような改善に向けた機会が提起された。

## 改善に向けた機会 #1

エイプリル社のパフォーマンス指標報告は、次の指標について現在の植林地原材料供給全体の 49%にあたる長期サプライヤーに関するデータを欠いている。

- V. 現地コミュニティの積極的支援に関するパフォーマンス報告のすべて
- VI. g 未解決の土地紛争の 2016 年 6 月 30 日時点の数字

## 改善に向けた機会 #2

エイプリル社のパフォーマンス指標報告は、次の指標について現在の植林地原材料供給全体の 21%にあたる短期サプライヤーに関するデータを欠いている。

- I. b. カテゴリー別開発ヘクタール数
- III. a 泥炭地の植林地、保全および生態系回復の数
- III. c 泥炭地の開発ヘクタール数の合計
- VI. b 紛争の未解決が原因で現在活動停止中となっているエイプリル社およびサプライヤーのコンセッションエリアのヘクタール数
- VI. f 苦情処理のための標準業務手順書 (SOP) の確立
- VI. g 未解決の土地紛争の 2016 年 6 月 30 日時点の数字
- VII. a 死亡者数
- VII. b エイプリル社またはサプライヤーの従業員および請負業者により提起された労働問題の適切な苦情処理メカニズム
- VIII. a 原因別火災件数
- IX. a 公表されているコンセッションエリア別の総面積および HCV/HCS の面積

## 8. SFMP2.0 パフォーマンス指標

### 1. 長期的持続可能性に関する指標

#### 指標作成

作成された9つの長期的持続可能性に関する指標は以下のとおりであった。:

I	長期的持続可能性:
	全体目標: 現行の植林地拠点における当社独自の植林地およびサプライヤーの植林地の生産性を高め、当社のサプライチェーンから自然林起源の混合広葉樹を除外すること。
a.	エイプリル社および長期サプライヤーの植林地から供給された原材料のトン数と割合
b.	カテゴリー (森林、非森林、HCV <sup>1</sup> /HCS <sup>2</sup> および非 HCV/HCS) 別の開発ヘクタール数
c.	回復済みの不適合開発の数とその割合
d.	エイプリル社および長期サプライヤーのコンセッションエリアで伐採された1ヘクタール当たりの原材料の平均トン数
e.	2015年12月31日の締日以降にケリンチ工場が利用した混合広葉樹 (MHW) の配送トン数
f.	工場の原材料消費量の変化率
g.	2015年6月3日以降にエイプリル社が取得した土地および認可並びに関連開発 (HCV/HCS および非 HCV/HCS) のヘクタール数
h.	2015年6月3日以降の HCV 林、HCS 林または森林性泥炭地の開墾からの第三者工場配送 (トン数)
i.	原材料の自給までの期間予測

<sup>1</sup> 高保護価値

<sup>2</sup> 高炭素貯蔵

2016年パフォーマンス指標は、ケリンチ工場向け原材料調達、高保護価値森林の保守および当該工場向け原材料調達源としての混合広葉樹の代替を重視する。

## パフォーマンス指標

I	長期的持続可能性：
a.	エイプリル社および長期サプライヤーの植林地からの原材料供給のトン数と割合

### 2015年6月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

この表は調達源別にケリンチの RAPP 社紙パルプ工場へ配送された木材の内訳を示したものである。

木材調達源	配送（トン）	配送（%）
<b>植林地</b>		
RAPP 社	3,020,395	30%
長期サプライヤー <sup>1</sup>	4,880,252	49%
短期サプライヤー <sup>2</sup>	2,082,926	21%
<b>小計</b>	<b>9,983,573</b>	<b>100%</b>
<b>混合広葉樹（MHW）－2015年12月31日以前の配送</b>		
RAPP 社	23,896	3%
長期サプライヤー1	－	0%
短期サプライヤー2	706,627	97%
<b>小計</b>	<b>730,523</b>	<b>100%</b>
<b>合計</b>	<b>10,714,096</b>	

<sup>1</sup> 長期サプライヤーとは、エイプリル社の長期原材料供給計画に含まれているサプライヤーで、引き続きケリンチ工場向け植林地の拠点の一部を担うことを期待されているものを指す。長期サプライヤーは全てスマトラ島に位置する。これらのサプライヤーは、エイプリル社の植林地と同等の規模の保全地区を維持するという同社の 1:1 誓約に含まれている。

<sup>2</sup> 短期サプライヤーとは、ケリンチ工場が RAPP 社とその長期サプライヤーの植林地からの原材料自給を達成するまでの間、同工場に原材料を差し当たり供給しているものを指す。

### 証拠審査

エイプリル社は、2015年第3四半期～2016年第2四半期におけるサプライヤーによるケリンチ工場向けの原材料配送に関する情報を提供した。我々は、分類（植林地または混合広葉樹）の正確性、配送重量および供給源の確認のために、サンプルベースで当該情報と配送計量データを照合した。

### 発見事項

これは、エイプリル社独自の植林地および同社の長期サプライヤーの植林地による原材料自給に向けた同社の進捗状況の重要な指標である\*。2015年6月1日～2016年6月30日の期間、これらの植林地からの供給は植林地原料の79%を占め、ケリンチ工場向けに提供される原材料全体の74%であったことがこのデータによって示された。

原材料供給に占める混合広葉樹の割合は、SFMP2.0の発表後段階的に削減された。このことが、2016年の短期サプライヤーの植林地による原材料の追加配送をもたらした。追加原材料の大半はカリマントンから調達されている。

SFMP2.0に沿って、2015年12月31日以降混合広葉樹の配送はなかった。

I	長期的持続可能性：
b.	カテゴリー（森林、非森林、HCV <sup>1</sup> /HCS <sup>2</sup> および非HCV/HCS）別開発ヘクタール数

### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

	RAPP 社	長期 サプライヤー	短期サプライヤー
新規硬質土壌開発	0	0	データはこの時点では不完全
新規泥炭地開発	0	0	短期サプライヤーに関する入手可能な情報の状況については、下記項目の短期サプライヤー・データの情報参照

### 証拠審査

植林が新規開発区域、または開墾履歴はあるが植林されなかった区域に関連しているか否かを査定するため、新規



植林地の初回の植付け記録が審査された。

### 発見事項

これは、以下の SFMP2.0 誓約との適合に関する重要な指標である。

- 開発は、独立したピアレビューによる高保護価値 (HCV) および高炭素貯蔵 (HCS) 評価で特定された森林以外の区域に限定する。
- エイプリル社は、新たな土地または林業認可を取得しない。または第三者が認可を得ている土地で、2015年6月3日以降に HCV や HCS の森林もしくは森林性泥炭地を故意に伐採した売主からの木材の調達を行わない。
- 森林性泥炭地ではエイプリル社およびそのサプライヤーは新たな開発を行わない。

新規開発に関連しているか否かの査定のため、初回に実施された植林が審査された。硬質土壌における植林の初回実施は 13 ヘクタール、泥炭地は 1,349 ヘクタールであった。これらは新規開発との関連性は認められず、最初の開墾は開発停止の以前に行われていたものである。新規開発には、プラウ・パダンの現地の村々との間で合意された生活エリアの完了が盛り込まれていた。生活区域について、我々は、当該区域の完了計画が第三者泥炭専門家ワーキンググループにより審査され、完了が可能な非森林性区域を特定するための HCS 区画分析が完了したことを確認した。

森林性泥炭地の開発が行われたかどうかを査定するための現場監査が、サンプルベースで行われた。開発が事実であるという事例は確認されなかった。

短期サプライヤー・データーエイプリル社は、短期サプライヤー9社のうち2社について、新規開発の確認のために使用されるモニタリング・データすべてにアクセスする権利がある。残り7社のうち6社については、情報は土地被覆の変化を調査するためのランドサット画像の分析に基づいている。ランドサット・データで新規開発可能性が示される場合、開発の有無に関する書類提出や必要に応じて SFMP2.0 の遵守の有無を確認する現場視察をサプライヤーに求める追跡手続が作成され、報告期間に遡って適用された。残りの短期サプライヤーの KTS logs は木材ブローカーで、開発に関する SFMP2.0 要件の遵守を査定するための現場評価の時点では、モニタリングおよびランドサットのいずれのデータも入手できなかった。現在短期サプライヤーで整備されている監視プロセスが下の表に示されており、これらのサプライヤーが現行の HCV または HCS 報告書を整えているかどうかについても示されている。

### エイプリル社提供の短期サプライヤー・データ

2015年6月以降の新規サプライヤー（その全てがアカシアを供給）の増加は、ケリンチ工場の原材料供給源として混合広葉樹木を除外した結果である。次の表は、新規サプライヤーを含む短期サプライヤーに関する情報を示している。

サプライヤー	2015年6月以降の既存/新規サプライヤー	新規開発確認のための利用可能な遠隔モニタリング・データ	エイプリル社確認済み新規開発	HCV 評価の実施 <sup>3</sup>	HCS 評価の実施 <sup>4</sup>
アディンド・フタニ・レスタリ社	既存	あり	39	あり	なし
タンジュン・ルデブ・フタニ社	新規	エイプリル社審査済み衛星画像なし <sup>1</sup>	-	なし	なし
コリンティガ・フタニ社	既存	エイプリル社審査済み衛星画像なし <sup>1</sup>	- <sup>2</sup>	なし	なし
ITCI フタニ・マヌガル社	新規	あり	-	あり	なし
マヤンカラン・タナマン・インダストリー社	新規	エイプリル社審査済み衛星画像なし <sup>1</sup>	-	あり	なし
ワナ・スプール・レスタリ社	新規	エイプリル社審査済み衛星画像なし <sup>1</sup>	-	あり	なし
ワナカシタ・ヌサントラ社	新規	エイプリル社審査済み衛星画像なし <sup>1</sup>	-	なし	なし
アグロヌサ・アラム・スジャトゥラ社	新規	エイプリル社審査済み衛星画像なし <sup>1</sup>	486	なし	なし

KTS logs マーケティング	新規	なし	-	なし	なし
------------------	----	----	---	----	----

1 遠隔モニタリング調査システムは、長期・短期双方のサプライヤーの調査を要請するステークホルダー諮問委員会の意見が出された後、これら短期サプライヤーに適用された。監視プロセスは報告期間経過後に利用できるようになったものだが、2015年6月3日から現在（2016年9月）までの期間に遡って適用することができた。

2 コリンティガ・フタニ社への遠隔モニタリングによる追跡調査は報告時点では終了しておらず、エイプリル社は新規開発に対する SFMP2.0 の要件との継続的な適合性に関して最終結論を下さなかった。

3 短期サプライヤーによる供給は植林地木材に限定される。報告期間中の新規の短期サプライヤーに関してエイプリル社は、森林地の新規開発案に関しては HCV 評価が必要とされるとの立場であった。HCV 評価は、新規開発が行われていない既存の植林地コンセッションエリアには必要とされなかった。これら植林地については、いかなる新規開発も、下記不適合 1 および 2 に記載されているとおり、SFMP2.0 と不適合と見なされる。

4 HCS 評価は、森林地の新規開発が行われていない既存の植林地コンセッションエリアには必要とされなかった。報告期間中に HCS 報告書の受理はなく、したがって、いかなる新規開発も SFMP2.0 と不適合と見なされる。

上の表に記載したとおり、新規開発は 2 件確認された（下記不適合 1 および 2 参照）。さらに、短期サプライヤーのモニタリング範囲には今のところギャップがある（改善に向けた機会 3 を参照）。

この指標との関連で、以下のような SFMP2.0 との不適合が確認された。

#### 不適合#1

エイプリル社 SFMP2.0 で課された開発停止の日付以降、森林性泥炭地の開発と関連の混合広葉樹の伐採がアディン・フタニ・レスタリ社のカリマンタン・コンセッションエリアで起きた。

これは 2015 年 5 月 15 日から 6 月 9 日にかけて発生し、ランドサット・データを使ったアイズ・オン・ザ・フォレスト（スマトラ島リアウ州の 3 現地環境団体の連合）により最初に確認された。当該不適合はエイプリル社のウェブサイトで公式に認められ、2015 年に伐採が起こった地域の在来種を回復するための行動計画が行われた。これにより、39 ヘクタールにわたる在来樹種の植林が行われ、それにより不適合状態は解消された。

#### 不適合#2

ジャンビ州に所在する新規短期サプライヤーのアグロヌサ・アラム・スジャトゥラ社は、2016 年 3 月 1 日からエイプリル社とアカシアの供給契約を結んでいたが、報告期間終了後までケリンチ工場へのアカシアの配送を行わなかった。当該サプライヤーは報告期間中配送を行わなかったものの、エイプリル社によるランドサット画像の分析により、報告期間中に森林地の開発を行ったと断定された。2015 年 4 月から 2016 年 7 月 5 日までの期間に、HCV および HCS 評価のないままおよそ 495 ヘクタールが開墾された。2016 年 9 月にこれが確認され、直後サプライヤーとしての資格が打ち切られることになった。新規サプライヤーの承認・モニタリングプロセスを強化するための追加手続きが作成された。その結果、不適合状態は解消した。

この指標に関連して、SFMP2.0 に関する以下のような改善に向けた機会が確認された。：

#### 改善に向けた機会#3

2016 年、エイプリル社は新規開発の可能性を確認し追跡調査するため、ランドサット画像を使った短期サプライヤーのコンセッションエリアの追跡調査を開始した。今までのところ、すべての短期サプライヤーの土地拠点が画像範囲に入っているわけではない。

#### 改善に向けた機会#4

2016 年 9 月の現場監査の時点で、SFMP2.0 との適合性を査定するためのサプライヤーの適正評価プロセスはまだ十分に開発もしくは実施されていなかった。

#### 改善に向けた機会 5

新しく実施された短期サプライヤー監視プロセスによって短期サプライヤーによる土地開発が確認され、その契約を解消することになった。一方で、新規サプライヤーとの契約前に行われる適正評価プロセスの一環としてサプライヤーの GIS データやランドサット画像を利用した潜在的な新規開発の分析を行うことが望まれる。

I	長期的持続可能性：
c.	回復済みの不適合開発の数とその割合

#### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

次の表は、SFMP2.0 との不適合の結果として開発されたことが確認された開発区域（ヘクタール）と（在来種の植林により）修復されたその開発の割合を示している。

	RAPP 社	長期サプライヤー	短期サプライヤー
不適合開発ヘクタール数	0	0	525
回復済み不適合開発ヘクタール数	0	0	39
回復済み不適合開発割合	0	0	7%

#### 証拠審査

不適合開発データは、エイプリル社の土地バンクの土地利用変更データと利用可能な短期サプライヤー分析データに照らしてチェックされた。しかし、報告期間中、すべての供給源が利用可能なモニタリング情報を有していたわけではなかった。短期サプライヤー9社のうち8社は、報告期間中のエイプリル社によるある種の土地開発モニタリングにより補われた。

カリマンタンのアディンド・フタニ・レスタリ社が行った39ヘクタールの不適合開発の回復に関しては、第三者報告書からの植林情報および写真が審査された。

#### 発見事項

報告期間中に2つの現場が不適合開発を行っていたと確認された。

- 継続中の短期サプライヤー—39ヘクタールの森林性泥炭地の開発および関連の混合広葉樹伐採が、エイプリル社 SFMP2.0 で課された開発停止の日付以降にカリマンタンのアディンド・フタニ・レスタリ社のコンセッションエリアで起き、その後回復された。
- 打ち切られた短期サプライヤー—アグロヌサ・アラム・スジャトゥラ社コンセッションエリアの486ヘクタールの自然林の開発がスマトラ島ジャンビ州で起きた。回復のいかなる証拠も得られず、当該サプライヤーは、2016年9月に起きたその開発が確認されると同時に契約を打ち切られた。

I	長期的持続可能性：
d.	エイプリル社および長期サプライヤーのコンセッションエリアで伐採された 1ha 当たりの原材料の平均トン数

#### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

次の表は、現在の RAPP 社および長期サプライヤーの植林地から得た収穫量を示している。RAPP 社および長期サプライヤーの植林地拠点から自給できるようになるために収穫量を増やす新たな取組みの成功の指標として使用することが目的である。

番号	樹種	あらゆる植林地樹種全体の収穫量（トン数/1ha）
A	アカシア・マンギウム	82.9
B	アカシア・クラシカルパ	79.1
C	ユーカリ種	102.8
	加重平均	83.2

番号	木材調達源	あらゆる植林地樹種全体の収穫量（トン数/1ha）
A	RAPP 社	80.3
B	長期サプライヤー	85.2
	加重平均	83.2

#### 証拠審査

植林地樹種別植林地木材の生産性に関する技術報告書

#### 発見事項

エイプリル社の既存の植林地拠点の生産性の強化が、RAPP 社および長期サプライヤーの植林地拠点において原材料自給を達成するためのエイプリル社の新たな取組みの主要部分である。したがって、伐採された 1 ヘクタール当たりで回復された木材のトン数が、生産性の向上がなされているかどうかを評価するための重要な指標となる。

2012 年から 2015 年にかけて伐採された原材料の 1 ヘクタール当たりのトン数が減少した。2016 年データでは前年比 5%の伸びを示している。

I	長期的持続可能性：
e.	2016年12月31日の締日以降にケリンチ工場が利用した混合広葉樹（MHW）の配送トン数

#### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

次の表は、SFMP2.0の要件に従い、2015年のケリンチ工場向けのMHW配送が、同年12月31日までに削減されたことを示している。

木材調達源	MHW 配送（トン数）		
	2015年12月31日以前	2015年12月31日以後	%
RAPP社	23,896	-	3%
長期サプライヤー		-	0%
短期サプライヤー	706,627	-	97%
小計	730,523		100%

#### 証拠審査

ケリンチ工場向け木材配送報告書は、利用報告と照合された。木材配送報告書は、ケリンチ工場の計量の基になる記録に戻って、サンプルベースで検査された。

2016年1月と8月には、混合広葉樹が在庫品目録にあるかどうかを確認するため、ケリンチ木材置場とフトン港の監査が実施された。

#### 発見事項

締日以降の混合広葉樹の配送の証拠は確認されなかった。2016年の現場監査では、2016年1月の在庫品目録に剰余在庫混合広葉樹がないことが確認された。2015年12月31日以前の混合広葉樹配送源は、指標 I.h. でさらに査定される。

I	長期的持続可能性：
f.	工場の原材料消費量の変化率

2015年12月31日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

工場消費量に変化はなかった
---------------

証拠審査

経営陣へのインタビュー、工場ツアー、インドネシア政府の原材料生産力認証、パルプ生産データ

発見事項

この指標は、ケリンチ工場における原材料消費に透明性を与えるために作成された。この指標は2015年12月31日までは特に重要であった。何故なら、当該工場がその時点までMHWの配送を受け、その消費量を増やす工場内プロジェクトが残余の自然林にさらにプレッシャーをかけていただろうと考えられるからである。

当該工場の原材料消費量を変更するプロジェクトは確認されなかった。しかし、市販パルプとして販売するというよりむしろパルプ製品を使用することを目的とする以下のようなプロジェクトが進行中である。

- ケリンチ工場で新しい抄紙機が建設中である。
- 当該工場施設に隣接して、織物工場が建設中である。

上記プロジェクトの両方ともパルプを原料として使い、当該工場の既存のパルプ製品の社内利用の増加を可能にする。これらプロジェクトは当該工場の原材料消費量を変えるものではない。

I	長期的持続可能性：
g.	2015年6月3日以降にエイプリル社が取得した土地および認可並びに関連開発（HCV/HCS および非 HCV/HCS）のヘクタール数

#### 2015年12月31日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

新たな土地または認可の取得はなかった

#### 証拠審査

ケリンチ工場木材供給リストおよび経営者インタビュー

#### 発見事項

多くの SFPM2.0 誓約は、森林性泥炭地開発の制約だけでなく開発前に HCV および HCS を特定する具体的な方法や、操業開始前の先住民および現地コミュニティの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく合意に対する誓約を含んでおり、新たな土地や必要な認可に適用される。

新たな土地の取得や認可の証拠は確認されなかった。

エイプリル社の長期サプライヤーであるスポ・リアン・レスタリ社保有の既存のコンセッションエリア (Kubu) は、報告期間中は初期計画段階にあった。このコンセッションエリアは泥炭地にあり、これまで商業植林地向けの開発がなされたことはない。しかし、様々な形態の旧来の不法侵入が原因で、この地域の大半にはもう森林がない。2016年9月の現場視察の時点で、コンセッションエリアの計画策定方法は、引き続き SFPM2.0 の誓約と合致していた。すなわち、現地コミュニティから自由意思による、事前の、十分な情報に基づく合意を得る手続が進められ、非林地開発案が第三者泥炭専門家ワーキンググループと話し合われており、またこれらの活動以前にコンセッションエリアでの操業は開始されていなかった。



I	長期的持続可能性：
h.	2015年6月3日以降のHCV林、HCS林または森林性泥炭地の開墾からの第三者工場配送（トン数）

#### 2015年6月3日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

次の表は、2015年6月3日以降に伐採されたHCV林、HCS林または森林性泥炭地起源のものとして確認されたケリンチ工場へのMHW配送トン数を示している。

木材調達源	2015年6月3日以降のHCV林、HCS林または森林性泥炭地の開墾からの第三者配送（トン数）
RAPP社	-
長期サプライヤー	-
短期サプライヤー	-
合計	-

#### 証拠審査

エイプリル社は、2015年第3四半期から2016年第2四半期までのサプライヤーによるケリンチ工場向けの木材配送に関する詳細な情報を提供した。我々は、分類（植林地または混合広葉樹）の正確性、配送重量および供給源の確認のために、サンプルベースで当該情報と配送計量データを照合した。

#### 発見事項

この誓約は、木材供給に占める混合広葉樹（MHW）の割合を重視している。2015年6月3日発表のMHWの伐採停止の結果として、あらゆるMHWが継続的に供給される原材料から除外された。

2015年6月3日以降、およそ730,523トンの混合広葉樹が当該工場に配送された。しかし、当該工場向けMHW原材料配送に関するサンプルベースの査定では、2015年6月3日以降に伐採された原材料は確認されなかった。2015年6月3日から12月31日までに受け取られたMHW原材料は、もともと開発停止以前に伐採されたものであった。指標I.a.で指摘したとおり、短期サプライヤーが停止要件を満たさなかったケースが2件確認された。いずれのケースも原材料がケリンチ工場に配送された証拠は認められなかった。

I	長期的持続可能性：
I.	原材料の自給までの期間予測

期間予測	年数	予測年（最短）
植林地原材料自給までの期間	4.5年	2021年

#### 証拠審査

ケリンチ木材供給計画

#### 発見事項

エイプリル社の長期的持続可能性に関する計画を推進する背景にある目標は、RAPP 社および長期サプライヤーの植林地拠点からの原材料自給である。

現在の原材料自給までの期間は、2016年から2021年までにRAPP社植林地の年間生産量57%増および長期サプライヤーの生産量の27%増を必要とする最良のシナリオである。植林地の生産性は指標I.d)の中で追っており、2012年から2015年まで減少した後、2016年には5%の伸びを示した。

## II. 森林の保護と保全に関する指標

### 指標作成

以下のとおり、4つの森林保護・保全指標が作成された。

II.	<b>森林の保護と保全：</b>
全体目標：我々の植林地と少なくとも同等規模となるよう保全地区の総数を増やし、生態系機能の保護と在来生物の多様性の保全のため、当社および長期サプライヤーのコンセッションエリアにおける景観を中心とした計画の開発・移行を実施すること	
a.	保全地区および回復区（森林、農業、インフラ、空地、灌木林）のヘクタール数並びに（不法侵入、火災、開発による）前期からの変化
b.	植林地エリア全体に対する保全地区の割合
c.	進行中の景観レベルでの計画に含まれているエイプリル社およびサプライヤーのコンセッションエリアの数
d.	策定済み景観レベル計画の数

2016年パフォーマンス指標は、保全地区の創出、保守と長期的な保全の目標に取り組むための景観レベルでの計画の策定を重視している。

## パフォーマンス指標

II	森林の保護と保全
a.	保全地区および回復区（森林、農業、インフラ、空地、灌木林）のヘクタール数並びに（不法侵入、火災、開発による）前期からの変動

### 2015年6月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

	2015年6月時点の 保全地区 <sup>1</sup> (Ha)	2016年6月30日時点の 保全地区 (Ha)	前記からの 総変動 (Ha)
RAPP社	91,639	87,940	(3,699)
長期サプライヤー	181,527	182,854	1,327
生態系回復	150,852	150,852	0
合計	424,018	421,646	(2,372)

<sup>1</sup> 保全地区には森林区および空地だけでなく、僅かながら農業やインフラも含まれている。保全地区全体のおよそ90%が森林区に分類されている。

### 証拠審査

上に提示した情報は、RAPP社と長期サプライヤーのコンセッションエリアの変動を追跡するために用いられるエイプリル社の「土地バンク」の統計を参照している。土地バンクデータの正確性は、RAPP社と長期サプライヤーを対象とする6つのコンセッションエリアで実施された現場監査に基づいてサンプルチェックされた。

### 発見事項

当該期間中の保全地区の2372ヘクタール（0.6%）の純減は、以下の原因によるものであった。

- 土地利用指定の重複に対処するためのリアウ州の「ワン・マップ政策」の実施。  
この政策によりコンセッションエリアの境界の調整が行われることとなり、これがコンセッションエリアからの土地の純移転を原因とする保全地区の減少につながった。
- 2016年にRAPP社セクター向けの新長期計画（RKU）が作成された。この計画の作成の一環として、土地利用指定を更新し、改善の見込みのない旧来の不法侵入の累積的な影響を把握するための多くの調整が行われた。

2016年6月30日時点の残り421,646ヘクタールの保全地区のうち、当該期間中に88ヘクタールの森林保全地区の焼失、1,213ヘクタールの森林保全地区における不法侵入が確認された。

保全地区の変更のサンプルによる現場監査では、保全地区を商業植林地に開発したケースは見当たらなかった。

II	森林の保護と保全
b.	植林地エリア全体に対する保全地区の割合

### 2016年6月30日のエイプリル社データ

	保全地区 <sup>1</sup>	植林地エリア全体	割合
RAPP社	83,988	211,268	40%
コミュニティ原材料 植林地	-	12,501	0%
長期サプライヤー	162,556	255,169	64%
生態系 回復ライセンス <sup>2</sup>	149,374	-	100%
合計	395,918	478,938	83%

<sup>1</sup> 本指標を適用するにあたり、土地紛争を抱えている保全地区は除外される。

<sup>2</sup> 生態系回復ライセンスは、長期的な生態系回復活動の実施を通じて荒廃した森林区の回復を可能にするもので、インドネシア政府から与えられる。生態系の回復活動は、エイプリル社、市民社会、NGO および政府間の協働に関わる多年度プロジェクトである。

### 証拠審査

土地バンクが保管する植林地エリアおよび保全地区のデータに基づく割合の再計算

### 発見事項

この指標は、植林地エリアと同等規模の保全地区を確立するという同社の誓約に関する進捗状況を追跡する。

SFMP2.0に従い、保全地区は生態系の機能を保護し在来生物の多様性を保全するために、適切な大きさ、形状、接続性、代表性を有していなければならない。しかし今日まで、1対1の誓約に含まれる保全地区がこれらの基準を満たしている範囲は査定されてこなかった。旧セクター内の高保護価値林を特定するにあたり、既存のRAPP社セクターの残りの自然林を対象とする新しいHCV報告書の作成を依頼することで進展が見られている。またこれらの若干のセクターやコンセッションエリアが含まれているカンパール半島で景観レベルの計画策定が始められており、その目的は、接続性、代表性、生態系機能および在来生物の多様性などの景観レベルの問題に対処することにある。しかし、この手続きを他のセクターやコンセッションエリアに拡大するには長い期間を要することが予測されている。

### 改善に向けた機会 #6

この指標に関する現在の報告には改善の余地がある。SFMP2.0の誓約は、生態系の機能を保護し在来生物の多様性を保全するために適切な規模、形状、接続性および代表性をもつ保全地区に対するものであり、この目的に資する可能性を持たない農業区やインフラ区は少なくとも除外することが適切であると考えられる。空地を含めることは、この区域が修復されるか自然に回復する限りで、依然として適切である。さらに、現在保全地区に指定されている森林エリアには、規模的にも質的にもSFMP2.0で説明された基準に満たないものも存在する可能性がある。

II	森林の保護と保全:
c.	進行中の景観レベルの計画に含まれているエイプリル社およびサプライヤーのコンセッションエリアの数

### APRIL data as of June 30, 2016

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

	進行中の景観レベルの計画 <sup>1</sup> に含まれているコンセッションエリアの数
カンパール半島	16 (生態系回復ライセンス4件を含む)
プラウ・パダン	2 (生態系回復ライセンス1件を含む)
合計	18

<sup>1</sup> 景観アプローチは、SFMP2.0の用語解説では、多様なステークホルダーがひとつになり、景観および／または海景における複数の、時にはぶつかり合う目標間での調和を図ることを目指す長期的な連携プロセスと定義されており、景観は、「異種混在空間における社会生態学的システム」と定義されている。

## 証拠審査

コンセッションエリアが景観レベルの計画案の範囲に含まれ、エイプリル社の土地バンクと一致しているかどうかの確認

## 発見事項

長期的な生態系保全の維持に取り組む景観レベル計画の策定は、SFMP2.0における主要な誓約であり、エイプリル社が原材料の調達源にしているより広大な景観が産業利用にどれだけ奪われてきたかを考えると、特に重要な誓約である。エイプリル社により執られているアプローチとは、スマトラ島カンパール半島におけるエイプリル社のケースのように、同社の活動が最も集中しているために結果に及ぼす影響が最も大きい地域でこのプロセスを開始することである。

カンパールにおける景観計画案には、生態系回復ライセンスを取得した4つのエリア(129,000ヘクタール)だけでなく1つの大規模コンセッションエリア(142,000ha)の一部であるRAPP社の5セクターや長期サプライヤーの11のコンセッションエリア(113,000ha)も含まれている。

プラウ・パダンにおける景観計画案には、RAPP社の1セクター(およそ3,500ha)と1つの生態系回復ライセンス取得エリア(およそ20,000ha)が存在している。

II	森林の保護と保全
d.	策定済み景観レベル計画の数

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

景観レベル計画の範囲	カンパール半島	プラウ・パダン
含まれるコンセッションエリアの数	16	2
景観計画作成基準	作成状況*	作成状況*
明確な目標の交渉・伝達のプロセス	設計	設計
明確かつ合意による変化の法則	設計	設計
継続的なステークホルダー関与の厳格で公平な手続	設計	契約段階
政策過程および主要なアクターとの関係	設計	設計
責任と権限の明確な配分	設計	設計
実効的ガバナンス	未着手	未着手
空間的に規定された景観	実施	設計
生物多様性の価値の明確な理解	実施	設計
透明性	設計	未着手

\*作成状況は、次のいずれかに分類されている。未着手、契約段階（開発当事者の契約上の取決めが進行中）、設計段階（現地ステークホルダーが関わる進行中のプロジェクト設計に向けての詳細な計画策定段階）、実施段階（現地ステークホルダーと協働で設計されたプロセスの有効かつ継続的な実施）、モニタリング段階（すべての設計要素の完全実施および有効性監視の開始）。

### 証拠審査

エイプリル社は、検討を進めている2つの景観レベルでの計画の境界を示すコンセッションエリアの地図、実施請負業者との契約の詳細、プロジェクトの設計情報並びに進行中の計画の対象となる各景観ユニットについて、現在までの行動要旨を提供した。



景観レベルでの計画の作成の進捗状況を見極めるにあたり、第三者ステークホルダー諮問委員会が作成した以下の基準が適用された。

基準	SACの期待
明確な目標の交渉・伝達のプロセス	明確な目標はステークホルダー主導のプロセスを経て設定されるべきで、議事を円滑に進める能力が必要になる。その円滑化プロセスでは可能な限り他からの影響を排除すべきである。
明確かつ合意による変化の法則	目標達成のための変化の法則の開発が、主要な第一段階である。実効的な変化の法則は、過去の傾向の分析、シナリオ開発、変革要因の理解の上に成り立つ。その法則は、景観に関するあらゆる知識源を結集する多様なステークホルダーとの対話・合意形成を通じて作成・合意されなければならない。変化の法則を開発する際には、目標達成のための主要な節目とプロセスが特定されなければならない—これらがプロセスと成果の評価基準を特定する基礎を提供する。
継続的なステークホルダー関与の厳格で公平なプロセス	景観アプローチは、あらゆるステークホルダーがデータ収集や政策決定過程に公平に関与することが非常に厳格な要件になる。知識を還元するために、またステークホルダーが景観プロセスを理解する能力を醸成するための主要な手段として、この関与は非常に重要である。このプロセスは進行中で、定期的なステークホルダー会議や別の方法（暮らしぶりや環境の変化認識を評価するために定期的に意見を聞かれる地元民の公開討論および／または参加型モニタリングなど）とも一体となっている。ステークホルダーの関与取組みを支援するための中立的な共創支援プロセスが整っている。
政策過程および主要なアクターとの関係	地方、国、世界レベルの政策過程との明確な関係が景観アプローチには非常に重要である。インドネシア政府森林管理ユニット（KPH- Kesatuan Pengelolaan Hutan）手続との関係が基本である。
責任と権限の明確な配分	社内関係者および第三者の役割と責任が、景観アプローチ開発の責任を含め、明確に定められている。
実効的ガバナンス	ガバナンスにおける失敗は、依然大半の景観アプローチが直面している基本的な課題となっており、ガバナンス評価基準に関する厳格な公的議論を行うことが極めて重要になる（Dale 他 2011 年、Dale 他 2013 年）。制度の実効性、その接続性並びに制度が景観においてあらゆる関係者の意見を反映しこれらの関係者に信頼される範囲を測定するためのガバナンス評価基準が、設計され実施されるべきである。
空間的に規定された景観	泥炭および硬質土壌地域、異なる種類の森林および非森林地、所有権に関するデータ、土地利用、保護区および紛争地域などのあらゆる主要な景観上、土地利用上の特徴を含む空間のデータベースが作成されている。
生物多様性の価値の明確な理解	保全地区その他の自然区の生物多様性の価値を評価するための計画の作成と実施—エイプリル社のコンセッションエリア外を含む。
透明性	透明性は、景観レベルでの計画の成果を達成するために必要とされ、管理プロセスとリーダーシップにおける信頼構築のために要求される（Gupta、2010 年）。包括的で厳密な空間情報システムが整備され、地図・データ・出版物とその処理プロセスが十分な質を保ち、公開され、すべての関係者に予め伝達されるようにするためのプロセスが作成されるべきである（Rosa 他、2014 年）

## 発見事項

カンパール半島における景観レベル計画は、生態系回復ライセンスを取得した約 129,000ha に広がる 4 エリアを含め、およそ 384,000ha の広大で比較的隣接した地域を対象としている。今日までのところ、回復ライセンス取得地域におけるステークホルダー関与とプロセスやコミュニティおよび生物多様性のデータ収集の開発に関して、多くの取組みが実施されている。当該計画に対する広範な目標が起草され、多くのステークホルダーが関与する新たな取組みが進んでいる。

およそ 55,000ha の面積をもつプラウ・パダンの景観レベル計画は、現在作成の初期段階にある。

2015 年 12 月、エイプリル社は自社の森林回復・保全の取組みを支援するため、今後 10 年間にリアウ環境回復に 1 億米ドルを投資する意向を発表した。

# III. 泥炭地管理に関する指標

## 指標作成

以下のとおり、3つの泥炭地管理指標が作成された。

III	泥炭地管理:
全体目標：森林性泥炭地の更なる開発を阻止し、現在非林地または植林地となっている泥炭地において最善策を策定・実施し、温室効果ガスの排出および泥炭地機能への影響を最小限に抑える	
a.	泥炭地の植林地、保護区および生態系回復地域のヘクタール数
b.	以下について、実施または予定されている第三者泥炭専門家ワーキンググループの提言の数と割合 — 泥炭地の既存の植林地における最善管理策 — 森林性泥炭地および重要な泥炭地景観の保全 — 非森林性泥炭地の開発オプション
c.	泥炭地開発の合計ヘクタール数

2016年パフォーマンス指標は、泥炭地の現在の開発状況および泥炭地における作業に関連して第三者泥炭専門家ワーキンググループが行った提言の実施に関するデータの提供を重視している。

## パフォーマンス指標

III	泥炭地管理：
a.	泥炭地の植林地、保護区および生態系回復地域のヘクタール数

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

次の表は、泥炭地の植林地に対する保全地区の割合を示している。

	RAPP 社	コミュニティ 原材料農地	長期サプライ ヤー	短期サプライヤ ー
泥炭地の植林地 (ha)	110,161	10,326	145,386	データはこの時点で不完全。短期サプライヤーに関して利用できる情報の現状を示した指標 1.b の表を参照。
泥炭地の保全地区 (ha)	52,307	-	115,498	
保全地区の対植林地比率	0.5 : 1	-	0.8 : 1	
泥炭地の生態系回復地域 (ha)	149,374	-	-	
保全地区と生態系回復地域の合計 (ha)	201,681	-	115,498	
保全地区および生態系回復地域の対植林地比率	1.8 : 1	-	0.8 : 1	

### 証拠審査

エイプリル社の提出したデータは土地バンクの土地利用指定と照合された。保全地区の裏付けとなるデータの正確さを査定するための現場調査が行われた。

### 発見事項

保全地区の対植林地の比率は、RAPP 社とサプライヤーとでは、RAPP 社セクターが平均して 0.5 : 1 (生態系回復ライセンス地域を含めると 1.8 : 1)、長期サプライヤー・コンセッションエリアが 0.8 : 1 と、かなりバラつきがある。

泥炭地生態系の健全性、そしてそれが支える生物多様性は、社会的、経済的、環境的観点から見たインドネシア大統領のナワチタ (Nawa Cita: 9つの優先事項) 開発アジェンダの中心である。インドネシア政府は泥炭地回復局 (Badan Restorasi Gambut) を設置したが、この機関には、回復が優先事項となっているリアウ、ジャンビ、南スマトラ島、パプアおよび西、東、中央カリマンタン各州の約 1,300 万 ha の泥炭地のうち、200 万 ha の荒廃した泥炭地を 2020 年までに回復する計画がある。我々の報告書の作成時点で、これらの取組みがエイプリル社の原材料供給拠点における植林地、保全地区および回復区に与える影響は未知数である。

III	<b>泥炭地管理：</b>
b.	以下について、実施または予定されている第三者泥炭専門家ワーキンググループ（IPEWG）の提言の数と割合 ー泥炭地の既存の植林地における最善管理策 ー森林性泥炭地および重要な泥炭地景観の保全 ー非森林性泥炭地の開発オプション

### 2015年6月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

予定通り実施された提言	泥炭地の既存の植林地における最善管理策	森林性泥炭地および重要な泥炭地景観の保全	非森林性泥炭地の開発オプション	提言総数*
提言合計	8	9	9	20
実施件数	1	2	4	6
割合	13%	22%	44%	30%

\* 提言の中には複数のカテゴリーに分類されているものもあるため、各カテゴリーの合計が提言総数とはならない。

### 証拠審査

すべての提言が捕捉されるようにするため、IPEWG 会議概要報告書および会議議事録が審査された。KPMG 社は、プレゼンテーション資料、実施済み研究または分析および標準業務手順書を含め、様々な種類の証拠を通じて提言の実施をサンプル検査により確認した。

### 発見事項

以下に関してエイプリル社にアドバイスおよび提言を提供するため、IPEWG が設置された。

- 泥炭地の既存の植林地において実施されるべき最善管理策
- 森林性泥炭地および重要な泥炭地景観の保全を確保するための行動
- 非森林性泥炭地の開発オプション

エイプリル社は、IPEWGからの意見を得る前に実施されようとしていた新たな植林地開発に関する運河建設を回避することも誓約した。

IPEWGの初会合は2016年1月に行われた。今日までにエイプリル社に対し行われたIPEWGによる提言の大半(70%)は、進行中かもしれないが2016年6月30日時点で開始されていない。しかしその大半が性質上長期にわたるものであるため、これは予想外ではない。エイプリル社の植栽地エリアの保全への1対1の目標の誓約を短期サプライヤーにも応用しようとする提言は、短期サプライヤーのコンセッションエリアに対する統制を欠いていることを根拠にエイプリル社により拒否された。

急速に浮上するインドネシア泥炭地回復局の役割とそれに関連する規制権限が、泥炭地に不可欠とされる慣行の主な旗振り役になると予想されており、これによりIPEWG提言が制約を受ける範囲は現在のところ分からない。

現場監査の段階で観察されたすべての泥炭地開発は、IPEWGが行った提言に合致していた。

若干の土地利用分類の変更が、IPEWGによって審査されなかったRAPP社のメランティ・セクターにおいて確認されたが、これは新たな開発や運河に関連していないという点で会社の誓約に一致していると断定された。

#### **改善に向けた機会 7**

会議要旨報告書および会議議事録を審査するにあたり、提言の大半に完了期間の提案がないことが確認された。

III	泥炭地管理：
c.	泥炭地開発の合計ヘクタール数

### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

	泥炭地開発済みヘクタール数
RAPP社	0
長期サプライヤー	0
短期サプライヤー	データはこの時点で不完全 短期サプライヤーに関して利用可能な情報の現状については指標 I. b を参照。

### 証拠審査

指標 I. b 参照

### 発見事項

指標 I. b でさらに詳しく述べられているとおり、泥炭地における新たな植林地開発は確認されなかった。

### 後発事象

#### 1. プラウ・パダンの開発活動

報告期間の後、プラウ・パダンの火災防止を支援するための運河開発に関して懸念が提起された。RAPP社は、土地紛争の対象となっている土地で起きた活動に関して泥炭地回復局および環境森林省と話し合いを重ねてきた。RAPP社は、自社の活動は森林火災による環境汚染および損害の規制に関する政府規制第4号（2001年）を実施する土地および森林火災の管理に関する大臣令に基づいていると述べた。この問題は報告書の時点で依然未解決である。RAPP社は2016年8月30日時点で当該区域の作業を停止した。

#### 2. RAPP社の長期計画（RKU）の改訂

我々の報告書の対象期間が終了して2か月後の2016年10月、フォレストヒント・ニュース社が次のような報道を行った。「エイプリル社の子会社であるRAPP社の10か年作業計画の評価を実施した後、インドネシア環境森林省は、同社のコンセッションエリア、中でもスマトラ島リアウ州カンパール半島の景観とプラウ・パダンに所在する同社の土地のアカシア植林地ブロックでかなりの新規開発が行われたことも原因して、この作業計画を無効にする決定（10月4日付）を下した」

現在までに受理した情報と経営者との話し合いに基づけば、RKU改訂における行政上のミスで、改訂が拒絶される結果になった。このことはRAPP社の進めている作業に影響を及ぼさない。報告時点では、RKUの改訂と是正は完成途中であった。

## IV. 二酸化炭素排出量の継続的削減に関する指標

### パフォーマンス指標

二酸化炭素排出量の継続的削減に関する3つの指標が以下のとおり作成された。

IV	二酸化炭素排出量の継続的削減：
全体目標：工場のエネルギー効率と再生可能燃料源の利用を高め、排出削減を始める基盤となる土地起因の排出に関する正確な基準を設定することで、当社製品のライフサイクルにおける温室効果ガス（GHG）排出量を削減すること	
a.	パルプ1トン当たりの工場のGHGトン
b.	紙1トン当たりの工場のGHGトン
c.	エネルギー源別の工場のエネルギーニーズ充足率

2016年のパフォーマンス指標は、ケリンチ工場関連の排出量を重視している。RAPP社の植林地に関連した土地利用による排出と隔離など、より広範なライフサイクル・データによってこのデータを補足することが可能になるような調査が進められている。

## 指標作成

IV	二酸化炭素排出量の継続的削減：
a.	パルプ1トン当たりの工場のGHGトン数
b.	紙1トン当たりの工場のGHGトン数

## 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

温室効果ガス (GHG) 排出	工場全体	
工場のGHG排出 (二酸化炭素還元トン数)	1,765,403	
排出強度	パルプ	紙
生産 (トン数)	2,632,027	801,284
生産1トン当たりのGHG排出	0.53	0.91

## 証拠審査

KPMG社は、エイプリル社のGHG排出の方法論と作業境界の設定方法を審査した。排出源の網羅性は工場ツアーにより査定され、排出の要因と仮定の適切性は、第三者の情報源と方法論を用いて正確性と一貫性についてのGHG計算により確認された。データソースが審査・観察され、報告された数字はSAPシステム、在庫システムおよび該当する場合は紙・パルプ生産追跡システムと照合された。

## 発見事項

エイプリル社は、GHG排出プロファイルを作成するために国際森林製紙団体協議会 (ICFPA) や米国空気・蒸気振興評議会 (NCASI) が開発した既成の方法論に従った。世界資源研究所 (WRI) の要件および持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) のGHGプロトコルを含む標準的な報告実務に則して、報告された排出は当該工場の化石燃料排出をベースにしており、生物起源排出 (バイオマス燃焼起源) のメタンや亜鉛化窒素成分しか含まれていない。

紙1トン当たりの排出には、紙の製造過程の材料に用いられているパルプの初期製造に関連した排出が含まれている。

混合広葉樹を当該工場の原材料供給から除外することがエネルギー生産に利用できるバイオマス量を削減し、2016年に化石燃料の使用の増加をもたらすと予想される。

自社製品のライフサイクルにおける排出についてより包括的なイメージを提供するため、エイプリル社は、植林地管理に関連する土地利用による排出と隔離を取り入れたより包括的なイメージの自社の二酸化炭素排出量を提供する調査プロジェクトを進めている。



IV	二酸化炭素排出量の継続的削減：
c.	エネルギー源別の工場のエネルギーニーズ充足率

#### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

エネルギー消費	工場のエネルギー使用（テラジュール：TJ）
化石燃料エネルギー消費	17,033.22
バイオマスエネルギー消費	42,607.43
<b>総エネルギー消費</b>	<b>59,640.65</b>
バイオマス起源の外部エネルギーニーズ充足率	71%
化石燃料起源の外部エネルギーニーズ充足率	29%

#### 証拠審査

KPMG社は、仮定の妥当性の査定を含め、エネルギー計算を審査した。データソースが審査・観察され、報告された数字はSAPシステム、在庫システムおよび該当する場合はケリンチ紙・パルプ工場用に開発された表計算ソフトと照合された。

#### 発見事項

殆どのパルプ工場と同様に、エイプリル社は化石燃料エネルギー依存を減らすために利用可能なバイオマスを使用している。バイオマスの主要な調達源は、パルプ化工程用木材の樹皮である。パームオイル植林地起源のヤシ殻やパルプ化工程からでるスラッジも焼却されてエネルギーを生み出す。主要な化石燃料消費源は発電用の石炭で、天然ガスや燃料油（ディーゼルを含む）も生産過程の一部として消費される。

混合広葉樹を当該工場の原材料供給から除外することがエネルギー生産に利用できるバイオマス量を削減し、2016年に化石燃料の使用の増加をもたらすと予想される。

# V. 現地コミュニティの積極的支援に関する指標

## 指標作成

現地コミュニティの積極的支援に関する7つのパフォーマンス指標が以下のとおり作成された。

V	現地コミュニティの積極的支援：
全体目標： コミュニティと話し合い、その利益に合致する機会を継続的に求めること	
a.	-社会基盤プロジェクトに支出したドル総額 -道路建設キロ数 -社会基盤プロジェクトの完成数 -資材の提供があった社会基盤プロジェクトの数
b.	現地の国内総生産
c.	提供された教育奨学金の数
d.	エイプリル社およびサプライヤーが契約した中小企業の数
e.	開催場所別のマルチステークホルダーフォーラムの数
f.	ステークホルダーの出席者数
g.	ステークホルダー・フォーラムで合意された行動の件数とその実施状況

2016年のパフォーマンス指標は既存の取組みに関する基本データを重視しており、コミュニティの取組みをより効果的に反映する指標が作成されるまでの間の暫定的なものとな見なされている。

## パフォーマンス指標

V	現地コミュニティの積極的支援：
a.	-社会基盤プロジェクトに支出したドル総額 -道路建設キロ数 -社会基盤プロジェクトの完成数 -資材の提供があった社会基盤プロジェクトの数

## 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

社会基盤プロジェクト	RAPP 社	長期サプライヤー
社会基盤プロジェクトに支出したドル総額	307,793 米ドル	1
道路建設キロ数	12.4	1
完了した社会基盤プロジェクトの数	13	1
資材の提供があった社会基盤プロジェクトの数	80	1
設備の提供があった社会基盤プロジェクトの数	73	1

1 現在まで、エイプリル社は社会基盤プロジェクトに関する長期サプライヤーのデータにアクセスしていない。

## 証拠審査

エイプリル社は、RAPP 社が行った社会基盤プロジェクトの内訳を提供した。我々はその情報を地元の村と調印した協定によるプロジェクトの完成の証拠に遡ってサンプルベースで検証した。さらに、地元のステークホルダーとのインタビューおよびプロジェクトの実査によって調査した結果、サンプルとなった4つのコンセッションエリアでプロジェクトが実施されたことを確認した。

## 発見事項

指標 V. a、V. c および V. d は、社会的プログラムを通じた現地コミュニティへのエイプリル社の貢献を追跡するための暫定的な指標になることを目的としている。やがてこれらの指標は社会的影響力のあるもっと洗練された指標に取って代わられることになっている。

社会基盤プロジェクトには学校、イスラム教寺院、公民館、道路などの建設が含まれており、プロジェクトが完成した村の村長との間で調印された完成を承認する契約で裏付けられている。提供された資材には建設プロジェクトを実施するための資材（セメントなど）が含まれ、また設備にはコンピュータ装置、学校備品、スポーツ設備などが含まれている。支出されたドル総額には上記の他にコミュニティ・イベントの後援が含まれている。

サプライヤーのコミュニティ開発プログラムに関するエイプリル社の意識の欠落が原因で、現場監査段階で視察した村に対するエイプリル社およびそのサプライヤー1社のコミュニティ支援において潜在的な重複があり得ることが確認された。

V	<b>現地コミュニティの積極的支援：</b>
b.	現地の国内総生産

2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

	現地の国内総生産
エイプリル社	情報利用不可
長期サプライヤー	情報利用不可

**証拠審査**

スマトラ島の3州の経済進展の調査

**発見事項**

この指標は、ケリンチ工場およびエイプリル社の原材料供給の動きがあるリアウ州の地域的経済進展の概要を示すことを目的にしている。

ロイヤルゴールデンイーグル（RGE）グループが支援するインドネシア大学経済経営学部経済社会研究所によるエイプリルグループリアウ・コンプレックスの2014年経済的影響および財政分析では、リアウ州の国内総生産に対するエイプリル社のこれまでの地元への貢献を5.2%と見積もっている。

**改善に向けた機会 8**

エイプリル社は、現地の国内総生産に対する自社の貢献を継続的に監視する最善の方法をまだ定めていない。

V	<b>現地コミュニティの積極的支援：</b>
c.	提供された教育奨学金の数

#### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

提供された教育奨学金の数	RAPP社	長期サプライヤー
提供されたSMA奨学金の数	242	該当なし
提供されたタレントプール奨学金の数	46	該当なし
<b>提供された奨学金の総数</b>	<b>288</b>	

#### 証拠審査

エイプリル社はRAPP社によって提供されたすべての奨学金の内訳に関するデータを提供した。我々は、サンプルベースで、会社の代表と学生の双方により調印された奨学金協定に遡って追跡した。さらに、1件の現場監査における地元のステークホルダーとのインタビューを通じて、奨学金が報告どおりに提供されていることを確認した。

#### 発見事項

指標V.a、V.cおよびV.dは、社会的プログラムを通じた現地コミュニティへのエイプリル社の貢献を追跡するための暫定的な指標となることを目的としている。やがてこれらの指標は社会的影響力のあるもっと洗練された指標に取って代わられることになっている。

SMA奨学金は高校卒業証書を取得する学生に与えられる金銭的支援、タレントプール奨学金は大学の課程を修了する学生に与えられる金銭的支援に関わるもので、これには卒業と同時にエイプリル社に就職することが含まれている。

V	
d.	エイプリル社およびサプライヤーが契約した中小企業の数

### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

木材調達源	中小企業との契約件数
RAPP社	172
長期サプライヤー	該当なし
合計	172

### 証拠審査

エイプリル社は、期間中にRAPP社が契約したすべての中小企業（SME）団体のリストを提供した。我々は、サンプルベースで、RAPP社が購入したサービス・商品についての署名入りの契約でかつエイプリル社と中小企業団体双方が調印した契約に遡って追跡した。さらに、1件の現場監査中に地元のステークホルダーとのインタビューを通じてSMEプログラムの認知度を確認した。

### 発見事項

指標 V. a、V. c および V. d. は、社会的プログラムを通じた現地コミュニティへのエイプリル社の貢献を追跡するための暫定的な指標となることを目的としている。やがてこれらの指標は社会的影響力のあるもっと洗練された指標に取って代わられることになっている。

中小企業（SME）は現地コミュニティにより所有され、運営されている企業と定義されている。SME プログラムは、エイプリル社の運営を支える商業活動（初期資本と研修を含む）を通じて現地の活動の中で個人がエイプリル社と関わる機会を提供することを目的としている。請負作業分野には、苗床培地の提供、伐採、パレット製造、輸送などが含まれる。

V	現地コミュニティの積極的支援:
e.	開催場所別のマルチステークホルダーフォーラムの数
f.	ステークホルダーの出席者数

#### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

RAPP 社 場所 (区域)	フォーラム 数	出席者数	長期サプライヤ ー 場所 (区域)	フォーラム数	出席者数
ブアタン港	4	87	データ利用不可	データ利用不可	データ利 用不可
フトン港	3	81			
工場	4	96			
ウクイ	1	20			
セレンティ	11	165			
ロガス	10	255			
テソ	15	341			
プラウ・パダ ン	3	68			
ペラワン	6	131			
メランティ	3	52			
マンダウ	7	104			
バセラ	11	248			
ランガム	5	52			
合計	83	1,700			

#### 証拠審査

エイプリル社は当該期間中、RAPP 社主催のあらゆるコミュニティ・ステークホルダー会議のリストを提供した。我々はこの情報を、サンプルベースで、会議概要と出席者リストに遡って追跡した。さらに、1 現場監査中に現地ステークホルダーとのインタビューを通じてコミュニティ・ステークホルダー・フォーラムが開催されたことを確認した。

#### 発見事項

この指標は、RAPP 社提供の地元ステークホルダー・フォーラムの件数について、また、RAPP 社の事業に関連して、現地コミュニティが懸念を表明できるような関与プロセスに携わったステークホルダー参加者の数について透明性を実現することを目的としている。



V	現地コミュニティの積極的支援：
g.	ステークホルダー・フォーラムで合意された行動の件数とその実施状況

### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

合意された行動の現状	合意された行動の件数－RAPP社	合意された行動の件数－長期 サプライヤー
未開始	該当なし	該当なし
進行中	258	
完了	28	

### 証拠審査

エイプリル社は、ステークホルダー・フォーラムで合意が成立し、当該期間中にRAPP社が予算化したコミュニティ・ステークホルダーのすべての行動について、そのリストを提供した。我々は、サンプルベースで、「完了」の印の付いた行動の情報についてはRAPP社とコミュニティ間の調印済み完了承認に、また「進行中」の印の付いたものについてはこの特定の行動に支出された予算の進捗状況を実証する調達記録に遡って追跡した。

### 発見事項

この指標はステークホルダー・フォーラム期間中にRAPP社が行った誓約の実施状況を追跡することが目的である。当該行動はコミュニティ開発に対する現地コミュニティの要望に関わっており、社会基盤プロジェクト、医療・教育支援などが含まれる。

### 改善に向けた機会 9

エイプリル社はまだ開始されていない合意された行動の件数をおよそ800件と見積もっているが、この数字に関して正確に報告するだけの十分信頼できるデータを持ち合わせていない。

# VI. 先住民とコミュニティの権利の尊重に関する指標

## 指標作成

先住民とコミュニティの権利尊重に関する7つの指標が以下のとおり作成された。

VI	先住民とコミュニティの権利の尊重：
全体目標：事業全般にわたって先住民および村落の権利の尊重に関して実証すること	
a.	先住民および村落との間で正式契約が交わされた新たな事業（コンセッションエリアおよびブロック）の数と割合
b.	紛争の未解決が原因で業務休止中となっているエイプリル社・サプライヤーのコンセッションエリアのヘクタール数
c.	10日以内に処理された苦情の割合
d.	苦情処理標準業務手順書（SOP）に従って解消された苦情の割合
e.	公開された苦情処理システムの存在
f.	苦情処理のための既成の SOP
g.	2016年6月30日時点で未解決の土地紛争の件数

2016年パフォーマンス指標は、紛争および苦情の解決を行うための最新のプロセスの作成を重視している。

## パフォーマンス指標

<b>VI</b>	<b>先住民およびコミュニティの権利の尊重指標：</b>
a.	先住民および村落との間で正式契約が交わされた新たな事業（コンセッションエリアおよびブロック）の数と割合

### 2015年12月31日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

新たな事業は開始されなかった

### 証拠審査

新たな事業に関連した土地バンク、原材料供給配送情報および経営陣とのインタビューによる審査

### 発見事項

これは、新たな開発事業に対して先住民および村落の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得るという原則へのエイプリル社の誓約の実施を見極めるのに、非常に重要な指標である。

新しいコンセッションエリアでの事業は確認されなかった。スマテラ・リアン・レスタリ社（SRL社）保有のスマトラ島の長期サプライヤーの1つのコンセッションエリアは、計画段階にあると確認された。このコンセッションエリアは新規ではないが、SRL社による事業はこれまで行われていなかった。当該コンセッションエリアに対して、事業が開始されていなかったこと、また新たな開発に先立ち地元の村民の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得る手続が行われていることを確認するための現場視察が行われた。この手続は進行中であったが、審査の時点では、地元村民との最終合意に至っていなかった。

<b>VI</b>	<b>先住民およびコミュニティの権利の尊重：</b>
b.	Ha of APRIL and supplier concessions currently inactive due to unresolved conflicts 紛争の未解決が原因で業務休止中となっているエイプリル社・サプライヤーのコンセッションエリアのヘクタール数

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

木材サプライヤー	紛争の未解決が原因で休止中となっているヘクタール数
RAPP社	10,572
コミュニティ原材料植林地	1,885
長期サプライヤー	72,241
短期サプライヤー	Not available 該当なし
<b>合計</b>	<b>84,699</b>

### 証拠審査

上記データは、エイプリル社土地バンクと対比されたもの。土地利用分類の正確性を査定するため、サンプルベースで1つのコンセッションエリアの現場視察が行われた。

### 発見事項

この指標に関しては、時間をかけて、現在の土地紛争処理の進捗状況を追跡することになっている。

現場視察により、土地紛争および不法侵入を積極的に解決する手続の存在が確認された。紛争解決手続が土地紛争に適用され、これらの紛争処理が解決時点の個人および村々との了解覚書（MOUs）に盛り込まれている。

不法侵入は現地当局に報告され、交渉が不成立となった場合は警察に伝えられる。

### 改善に向けた機会 10

コンセッションエリアの現場視察中、紛争が十分に解決される前に、すなわち紛争が間もなく解決されることを期待して、土地紛争処理を計上するための会社の地理情報システム（GIS）内での土地利用指定の変更が頻繁に起きていることが確認された。エイプリル社は土地利用指定の今後の変更は紛争が決着し、解決策に署名された後にしか行われられないようにする手続を開始したが、現在のデータには完全解決に先立ってなされた多くの事例が含まれている。注記：我々の現場監査では、このようなやり方が紛争解決前の土地利用開発につながったケースは確認されなかった。

VI	先住民とコミュニティの権利の尊重：
c.	10日以内に処理された苦情の割合
d.	苦情処理標準業務手順書（SOP）に従って解消された苦情の割合

#### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

受理した苦情の総数	RAPP社および長期サプライヤー
10日以内に処理された苦情の割合	該当なし
苦情処理 SOP に従って解消された苦情の割合	該当なし

#### 証拠審査

新たに作成された苦情処理標準業務手順書（SOP）、苦情処理プロセスに関するパブリック・コミュニケーションおよび苦情処理追跡データベースの審査。これらは、以下の URL から閲覧可能。

<http://sustainability.aprilasia.com/category/grievance-mechanism>

<http://sustainability.aprilasia.com/category/raise-a-grievance>

<http://sustainability.aprilasia.com/category/grievance-tracking>

#### 発見事項

これらの指標は、現地コミュニティが提起する苦情への RAPP 社およびサプライヤーの対応能力および苦情処理 SOP の実施状況を扱う。

RAPP 社は 2015 年から 2016 年の期間中新たに公開された苦情処理 SOP を作成し、2016 年 8 月 30 日にネット上で利用できるようにした。SOP は苦情の対応および解決の手続を定めており、その手続には以下のものが含まれている。

- 苦情解決 SOP の継続的实施を管理し、進捗と行動を調整するための苦情処理コーディネーターの指名などのエイプリル社における苦情処理班の義務と責任
- 苦情に関連する処理判断を下すための苦情処理委員会の設立
- 電子メール、電話、郵便、インターネットなどの苦情申立の利便性
- スケジュールや上訴手続などの不満・苦情を処理するための決められたワークフロー

苦情処理 SOP は 2016 年 8 月 30 日以前にも存在していたが、これには新しい SOP には含まれている具体的な解決スケジュールが含まれておらず、またスケジュールとの適合性を監視するための追跡システムが整っていなかった。そのため履歴情報は利用できず、解決のための具体的なスケジュールに照らした業績は、今後報告されることになる。

VI	先住民とコミュニティの権利の尊重：
e	公開された苦情処理システムの存在

### 2016年6月30日時点

	RAPP社	長期サプライヤー	短期サプライヤー
公認され、浸透した公開苦情処理システム	2016年6月30日時点でステークホルダーとの作業が進行中		

### 証拠審査

新たに作成された苦情処理標準業務手順書（SOP）、苦情処理プロセスに関するパブリック・コミュニケーションおよび苦情処理追跡データベースの審査。これらは、以下の URL から閲覧可能

<http://sustainability.aprilasia.com/category/grievance-mechanism>

<http://sustainability.aprilasia.com/category/raise-a-grievance>

<http://sustainability.aprilasia.com/category/grievance-tracking>

### 発見事項

苦情処理システムが効果を発揮するためには、現地コミュニティがその存在を周知し、利用しやすいものでなければならない。この指標は、苦情処理プロセスに関する情報の現地コミュニティへの公開状況を追跡する。

2015年から2016年の期間、公開苦情処理システムはまだ開発中で、2016年8月30日に（インターネット上で）公開されるようになった。今後、短期サプライヤー関連の苦情を含め、提起されたすべての苦情に適用されることになっている。

VI	先住民とコミュニティの権利の尊重：
f.	苦情処理のための既成の SOP

### 2016年6月30日時点

	RAPP 社	長期サプライヤー	短期サプライヤー
公認され、浸透した苦情処理メカニズムを含む SOP	報告期間中、苦情処理のための社内プロセス（非公開）が整っていた。RAPP 社および供給パートナー関連の苦情は、RAPP 社が受理した場合、このプロセスに従った。	苦情は、個々の企業が自社独自の（非公開の）プロセスを使って処理されている。	該当なし

### 証拠審査

我々は、あらゆる苦情に対応するエイプリル社の既存の苦情処理SOP、土地紛争SOPおよびRAPP社により追跡調査された未解決および解決済みの苦情が含まれている苦情データベースを審査した。さらに、苦情メカニズムの管理に関する経営陣と地元ステークホルダーの認知度が7件の現場視察中のインタビューを通じて調査された。

### 発見事項

この指標は、既成の苦情処理SOPの存在ならびに現地コミュニティにこの手続を周知徹底させるようにする（つまり、SOPの「浸透」）ための手続の作成・実施を追跡する。

### 改善の機会11

視察を受けた4つのサプライヤー・コンセッションエリアのうち2つのエリアの経営陣とのインタビューで、コミュニティ向けの既存の正式な苦情処理システムについて知らなかったことが分かった。

### 改善に向けた機会12

2016年8月30日に苦情処理メカニズムが立ち上げられてすぐに視察を受けた4セクターでは、セクター経営者やコミュニティ・ステークホルダーはこの新しい手続をまだ知らなかった。

VI	先住民とコミュニティの権利の尊重：
g.	2016年6月30日時点で未解決の土地紛争の件数

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

	未解決の土地紛争の総件数
RAPP社	RAPP社：43件 (土地紛争：31件、不法侵入：12件)
長期サプライヤー	該当なし
短期サプライヤー	該当なし

### 証拠審査

エイプリル社は RAPP 社セクターにおいて追跡されたすべての土地紛争に関して 2016 年 6 月 30 日現在未解決のものリストを提供した。我々はこの情報をサンプル検査の方法により紛争関係の証拠書類に遡って追跡した。これらの書類には、2016 年 6 月 30 日以降に解決された場合には、それに関する調印済み了解覚書 (MOU) が含まれている。さらに、7 件の現場監査中に観察された紛争が適切に記録されるよう保証することで土地紛争リストの網羅性を確認した。

### 発見事項

報告期間中、新しい公開土地紛争標準業務手順書 (SOP) はまだ作成段階にあり、未解決紛争の解決においてまだ実施されていない。

エイプリル社は、サプライヤー向けの土地紛争追跡システムを年間を通して監視していなかった。従って、この情報は報告には利用できない。新しい公開 SOP については、サプライヤー・データの欠落に関する今後の対処方法の評価を含め、サプライヤーへの周知化が現在行われている。

### 改善に向けた機会 13

1つのコンセッションエリア/セクターの現場視察によって、土地紛争データベースに食い違いが確認された。調印済み MOU で解決済みと認定されたヘクター数と、データベースで紛争中と記録されたヘクター数が合わなかった。

### 改善に向けた機会 14

土地紛争データベースは、視察を受けた RAPP 社セクターの 1 つに関して 1 件の大きな紛争を載せていた。しかしステークホルダーや経営陣とのインタビューによって、この土地紛争は多数の個人の土地紛争に関わるもので、別々の紛争として解決されているということが確認された。



## VII. 職場での責任ある慣行に関する指標

### 指標作成

職場での責任ある慣行に関する3つのパフォーマンス指標が以下のとおり作成された。

VII	職場での責任ある慣行：
全体目標：下請の従業員を含む従業員全員が貢献・向上できるような、サプライチェーン全体にわたって安全で、生産性があり、プラスの結果をもたらす職場環境を提供すること	
a.	死亡者数
b.	エイプリル社またはサプライヤーの従業員、及び請負業者により提起された労働問題の適切な苦情解決メカニズム
c.	労働安全衛生マネジメントシステム（OHS）認証の対象とされる RAPP 社、サプライヤーおよび請負業者の作業の割合

2016年パフォーマンス指標は、労働問題に対する労働安全衛生及び手続を重視している。

## パフォーマンス指標

VII	職場での責任ある慣行：
a.	死亡者数

### 2015年7月1日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

	PT. RAPP - Mill RAPP 社—工場	PT. RAPP - Fiber RAPP 社—原材料	Long-Term Supplier 長期サプライヤー	Short-Term Supplier 短期サプライヤー
死亡者数	0	0	2	データ利用不可

### 証拠審査

安全衛生に関する標準業務手順書、2015年—2016年事故データベース、事故報告書および OHSAS 18001（労働安全衛生マネジメントシステム）が審査された。さらに、経営陣および従業員とのインタビューを通じて死亡事故の存在が確認された。

### 発見事項

この指標は、工場および原材料作業についての労災死亡者数を追跡する。傷害対応の追加指標は今後の報告期間に作成予定である。

死亡者数は、請負業者を含め、RAPP 社と長期サプライヤーの事業全体にわたる全従業員について正式な追跡と調査が行われている。

短期サプライヤー・コンセッションエリアの視察が行われた際の経営陣および従業員とのインタビューで、1名の死亡事故が報告され、調査された。

<b>VII</b>	<b>職場での責任ある慣行：</b>
b.	エイプリル社またはサプライヤーの従業員、及び請負業者により提起された労働問題の適切な苦情解決メカニズム

### 2016年6月30日時点

	苦情処理メカニズムの整備状況説明
RAPP 社従業員	苦情申立の正式な従業員苦情処理標準業務手順書 (SOP) が、監督者や人事部への直接の問題提起により、または組合代表を通じて整備済み。 さらに問題提起のための機密性のある電子メールとホットラインが整備済み。
RAPP 社の請負業者従業員	請負業者向けの苦情処理メカニズムの規制が存在している。すべての請負業者は現地の労働法により (苦情を含む) 人事問題の処理方法について定める「社内規則」の作成が義務付けられている。 法律の定めるところにより組合を設置している大規模請負業者については、労働協約および関連の就業規則でより詳細な苦情処理メカニズムを備えている。 RAPP 社は、請負契約で人材、労働および団体交渉に関する規制を含むインドネシアの規制に請負業者が従うことを要件にしている。 請負業者が問題提起を行うための、誰もが利用できる共通の機密性のある電子メールおよびホットラインも整備済み。
長期サプライヤー従業員	すべての長期サプライヤーについて、監督者、組合の代表 (従業員が組合員の場合)、さらに就業規則 (労働協約) で定められている労働基準監督署に苦情を申し立てることを含め、苦情処理プロセス上の規制がある。
長期サプライヤーの請負業者従業員	RAPP 社の請負業者従業員については、上述のとおり苦情処理メカニズムによる規制が法律の要件とされているが、これについてはエイプリル社による正式なモニタリングが行われていない。
短期サプライヤー従業員	短期サプライヤーについての苦情処理メカニズムによる規制はあるが、これについてはエイプリル社による正式なモニタリングが行われていない。
短期サプライヤーの請負業者従業員	RAPP 社の請負業者従業員については、上述のとおり苦情処理メカニズムによる規制が法律の要件とされているが、これについてはエイプリル社による正式なモニタリングが行われていない。

### 証拠審査

あらゆる苦情に対応するエイプリル社の既存の苦情処理SOP、RAPP社労務苦情SOP、RAPP社労働協約および就業規則の審査

長期サプライヤー労働協約および就業規則のサンプル、RAPP社請負契約およびRAPP社請負業者関連のモニタリング・データ。さらに、労務苦情SOPが存在し把握されていることが、4つのRAPP社セクターとサプライヤー・コンセッションエリアの現場視察中に確認された。

### 発見事項

この指標は、国際労働機関 (ILO) の諸原則、結社の自由、差別およびハラスメント禁止条項の尊重を含め、職場における責任ある慣行を実行するというエイプリル社の誓約に従って、従業員および請負業者従業員向けの苦情解決メカニズムの存在を追跡する。

エイプリル社はすべての長期サプライヤー向けに就業規則冊子を作成し、それが適切な内容であることを保証している。エイプリル社はRAPP社セクターで活動するすべての請負業者向け社内規則の冊子も一般的な請負業者モニタリング手続一環として確保している。

#### **改善に向けた機会 15**

RAPP社従業員および請負業者従業員向けに問題提起のための機密性のある電子メールやホットラインを整えているが、視察を受けたRAPP社の3つのセクターでの従業員とのインタビューによると、事業全般に浸透していないことが確認された。

#### **改善の機会 16**

エイプリル社は請負業者モニタリング・プログラムの中に請負業者の社内規則を確保しているが、その書類は苦情処理プロセスを適切なものにするための具体的な審査が行われておらず、また苦情処理プロセスの実施もモニタリングされていない。

#### **改善に向けた機会 17**

この時点で、エイプリル社は請負業者向けの従業員苦情処理メカニズムの適切性および実施状況に関連した長期サプライヤーの請負業者に関するモニタリングの範囲についての情報を持ち合わせていない。

#### **改善の機会 18**

1つの短期サプライヤー・コンセッションエリアの現場視察中の経営陣および従業員とのインタビューに基づくと、既存の従業員向け苦情処理プログラムは請負業者従業員の苦情には及んでいない。現在までのところ、エイプリル社は短期サプライヤーの従業員または請負業者の苦情処理メカニズムをモニタリングしておらず、アクセスもしてこなかった。

<b>VII</b>	<b>職場での責任ある慣行：</b>
c.	労働安全衛生マネジメントシステム（OHS）認証の対象とされる RAPP 社、サプライヤーおよび請負業者の事業の割合

次の表は、2016年6月30日までにある種の労働安全衛生認証を終えた事業の割合を追跡している。

	OHS 認証の対象となっている割合		
	OHSAS18001：2007年	SMK3（職場安全衛生管理）認証	
		会社従業員	請負業者従業員
RAPP 社	75%	83%	0%
長期サプライヤー	0%	0%	0%
短期サプライヤー	25%	29%	0%
<b>合計</b>	<b>31%</b>	<b>35%</b>	<b>0%</b>

### 証拠審査

エイプリル社が作成したサプライヤー別認証リストは、RAPP 社および個別のサプライヤー向け職場安全衛生（OHS）認証の認証書と照合確認された。さらに、RAPP 社セクターおよび長期サプライヤー・コンセッションエリア向けの OHS 認証の追跡調査と計画が審査された。

### 発見事項

この指標は、従業員の衛生と安全が保障され、従業員が職場の衛生上・安全上の危険の防止能力を備えるよう保証するというエイプリル社の誓約に対処するための正式な安全衛生管理システムが整備されている範囲を追跡している。

RAPP社は、我々の審査の時点でそのセクターのすべてについてOHSAS18001認証監査を行う手続の途中ではあるが、12のセクターのうち9セクターの監査をすでに済ませており、残りの認証監査は2017年初頭に予定されている。OHSAS18001認証はすべての従業員および現場の請負業者従業員を対象としている。今後の長期サプライヤー企業向けのOHSAS18001認証監査は分かっているか予定されていない。

SMK3 認証は、労働省により「高リスク」との評価を受けたすべての企業、または従業員 101 人以上の企業について法律上の要件にされている。2016年6月30日時点で、RAPP社は自社の12のセクターのうち10のSMK3認証を済ませており、残りの2つの認証監査が2017年初頭に予定されている。長期サプライヤーはまだ SMK3 認証を終えていないが、現在のところすべての認証が2017年または2018年初頭に予定されている。

### 改善に向けた機会19

短期サプライヤーについての OHS 認証（OHSAS18001 または SMK3）の予定日は、エイプリル社により正式にはモニタリングされていない。

### 改善に向けた機会20

エイプリル社は、規模や『高リスク』との認定のために SMK3 認証の取得を要件とされている請負業者の認証取得の手続を現在のところ整備していない。

## VIII. 法令遵守および認証に関する指標

### 指標作成

法令遵守および認証に関する3つのパフォーマンス指標が以下のとおり作成された。

VIII	法令遵守および認証：
	全体目標：下請の従業員を含む全従業員が貢献・向上できるような、サプライチェーン全体にわたって安全で生産性があり、プラスの結果をもたらす職場環境を提供すること
a.	コンセッションエリアの原因別（発火元がエイプリル社、サプライヤー、第三者のいずれかである）火災件数
b.	合法性認証の対象となる原材料の割合
c.	ファイヤー・フリー・ビレッジ・プログラムに参加している村の数

2016年パフォーマンス指標は、木材供給と火災のリスク管理に対してその合法性を重視している。

## パフォーマンス指標

VIII	法令遵守および認証：
a.	コンセッションエリアの原因別（発火元がエイプリル社、サプライヤー、第三者のいずれかである）火災件数

### 2015年7月1日から2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

	エイプリル社またはサプライヤー起因の火災件数	第三者起因の火災件数
a. RAPP 社	0	222
b. 長期サプライヤー	0	51
c. 短期サプライヤー	データ利用不可	データ利用不可
合計	0	273

## 証拠審査

報告期間中エイプリル社が作成した RAPP 社および長期サプライヤーのコンセッションエリア内で生じた火災リストが、サンプルベースで事故報告書と照合された。全体の火災データは政府報告と照合された。

## 発見事項

火災に関する管理はエイプリル社のコンプライアンス誓約の非常に重要な要素である。この指標は、エイプリル社とサプライヤーのコンセッションエリアで発生する火災件数および関連する火災原因の追跡をする。

2015年はインドネシアの深刻な火災が起きた年に当たった。世界銀行はシンガポールの面積の36倍に当たる260万ヘクタールの森林、泥炭地などの土地が2015年11月までに焼失したと見積った。

エイプリル社はコンセッションエリアの火災件数の減少に取り組むため、積極的な火災防止プログラムを続けている。火災防止プログラムの結果、報告期間中にRAPP社および同社の長期サプライヤーのコンセッションエリアで生じた火災で焼失した総ヘクタールは、756ヘクタールにとどまった。

短期サプライヤーの火災データは報告されていないが、報道ではこれら地域のいくつかで火災が発生したと指摘された。エイプリル社は現在のところ短期サプライヤーにそのコンセッションエリアにおける火災に関する詳細および関連する規制当局による制裁措置の詳細の提供を要求していない。

## 改善に向けた機会 21

エイプリル社には、短期サプライヤーが火災に関連して受けた制裁措置に関する詳細だけでなく、火災で焼失した森林被覆および／または不法侵入の特定とフォローアップにまで、既存の短期サプライヤー・モニタリングの範囲を広げることが望まれる。

VIII	法令遵守および認証：
b.	合法性認証の対象となる原材料の割合

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

サプライヤー	ケリンチ工場原材料投入の割合 2015年7月1日~2016年6月30日	合法性認証	認証の種類 <sup>1</sup>
RAPP社	28.5%	Yes 有	PHPL&IFCC (25.7%) PHPL (2.6%) VLK (0.2%)
長期サプライヤー名称	48.9%	Yes 有	PHPL&IFCC (28.1%) VLK&IFCC (0.5%) PHPL (16.3%) VLK (4.0%)
短期サプライヤー	22.3%	Yes 有	PHPL&IFCC (1.9%) VLK&IFCC (0.0%) PHPL & FSC-CW (2.2%) PHPL (15.2%) VLK (0.0%) FSC-CW (3.1%)
コミュニティ原材料 植林地	0.3%	Yes 有	VLK (0.2%) DKP (0.1%)

<sup>1</sup>インドネシア木材合法性認証

### 証拠審査

2015年および2016年原材料供給データに基づく各供給源からの原材料供給割合の再計算  
個々のサプライヤーに対する合法性認証のサンプルベースの確認

### 発見事項

この指標は、エイプリル社への原材料供給に対する木材合法性要件との適合性を追跡する。

行われた作業に基づく、インドネシアを調達源とする原材料は全て木材合法性認証を得たものであった。供給のごく一部（3.1%）は木材ブローカーを通じてマレーシアから調達されている。現在までのところエイプリル社は、この供給源の合法性の証拠として、当該ブローカーが森林管理評議会（FSC）の加工流通管理認証を得ているという事実依存してきた。

### 改善に向けた機会 22

FSCの加工流通管理（特に、FSCコントロールウッド認証）は、正式なFSC表示の付いた木材についてその合法性の証拠を提供している。マレーシアからエイプリル社が購入した木材には何の表示も無く、そのため、この合法性テストは完了していない。エイプリル社は自社のサプライヤーが正式な合法性表示の付いた木材を販売するよう要求すべきである。



VIII	法令遵守および認証：
c.	ファイヤー・フリー・ヴィレッジ・プログラム（FFVP）に参加している村の数

#### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

現在、ファイヤー・フリー・ヴィレッジ・プログラムには18の村落が参加している
--

#### 証拠審査

報告期間中にエイプリル社が作成したファイヤー・フリー・ヴィレッジ・プログラム（FFVP）に登録された村落リストは、エイプリル社と地域の代表との間で調印された FFVP 協定とサンプルベースで照合された。

#### 発見事項

2015 年、エイプリル社は地元の村落と協働して、開墾手段としての野焼きを止める用意のある村にトレーニングと報奨金の双方を提供する FFVP を開始した。初期のプログラムは、RAPP 社の事業に関連する村で行われ、隣接する植林地やコンセッションエリアの火災を減らす力になったという点で成功を収めたと考えられる。

この指標は、エイプリル社とサプライヤーのコンセッションエリアまたはその近隣の地元村落への FFVP 拡大に関するエイプリル社の成功を追跡する。

# IX. 優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性に関する指標

## 指標作成

優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性に関する5つの指標が以下のとおり作成された。

IX	優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：
全体目標：コーポレートガバナンスおよび透明性において最善策を実施すること	
a.	公表されたコンセッションエリア別の総面積およびHCV/HCSの面積
b.	SFMP2.0関連のマルチステークホルダーのフォーラム／会合の数
c.	長期・短期サプライヤーの公表リスト
d.	RAPP社、長期・短期サプライヤーのコンセッションエリアマップの公表割合
e.	SAC提言の状況

2016年パフォーマンス指標は、サプライヤーとそのコンセッションエリアに関する透明性を重視している。

## パフォーマンス指標

IX	優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：
a.	公表されたコンセッションエリア別の総面積および HCV/HCS の面積

### 2016年6月30日時点のエイプリル社データ

この指標は、エイプリル社の原料供給源について HCV 情報が同社の持続可能性ポータルサイトで公表範囲を追跡する。現在のところ、公開できる HCS 報告書は完成していない。

コンセッション（セクター）名称	HCV (Ha) <sup>1</sup>	コンセッション総面積	HCV 情報公開
RAPP 社（マндаウ）	2,443	23,561	有
RAPP 社（ブララワン西区）	14,589	56,202	有
RAPP 社（ブララワン南区）	6,405	29,949	有
RAPP 社（ランガム）	1,826	6,739	有
RAPP 社（テソ東区）	6,056	19,648	有
RAPP 社（テソ西区）	2,734	20,007	有
RAPP 社（ロガス北区）	2,313	10,422	有
RAPP 社（ロガス南区）	3,573	14,144	有
RAPP 社（ウクイ）	3,541	15,697	有
RAPP 社（バセラ）	3,118	19,669	有
RAPP 社（バセラ回廊）	719	5,329	有
RAPP 社（セレンティ）	7,175	30,184	有
RAPP 社（テルク・メランティ）	13,452	44,171	有
RAPP 社（タシク・ベラト）	6,050	11,340	有
RAPP 社（ブラウ・パダン）	9,992	34,397	有
<b>長期サプライヤー</b>			
スマテラ・リアン・レスタリ社-パヤ	16,071	49,537	有
スマテラ・リアン・レスタリ社-ガリングン	7,126	41,414	有
スマテラ・リアン・レスタリ社-ルバ	16,936	39,022	有
スマテラ・リアン・レスタリ社-ランサン	6,509	18,974	有
スマテラ・リアン・レスタリ社-クブ	726	42,340	無 <sup>2</sup>
ブキ・ラヤ・ブララワン社	1,653	3,849	無
ブキ・ラヤ・ムディサ社	13,740	28,281	有
ミトラ・タニヌサ・セジャティ社	2,463	7,611	有
リンバ・ムティアラ・ベルマイ社	2,550	8,062	有
セラヤ・スンベル・レスタリ社	858	19,272	有
リンバ・ロカン・レスタリ社	2,032	7,136	有
トリオマ FDI 社	2,672	9,787	有
ペラナブ木材社	20,922	33,718	有
ピナ・ダヤ・ピントラ社	1,010	6,244	有
シトラ・スンベル・スジャトゥラ社	850	15,379	有
ブキ・ベタブ・セイ・インダ社	373	13,583	無
コンセッション（セクター）名称	HCV (Ha) <sup>1</sup>	コンセッション総面積	HCV 情報公開
ミトゥラ・クンバン・セララ社	3,640	14,831	有
メルバウ・パララワン・レスタリ社 <sup>3</sup>	2,514	5,817	無
マドゥコロ社	10,104	14,873	有
ハラバン・ジャヤ社	3,455	5,081	有

<sup>1</sup> HCV 区は、100%ではないが指標 IIa および IIb の保全地区と認定された区域の構成部分で、生態系回復区や農業・インフラ地区も僅かに含まれている。

<sup>2</sup> SRL クブ社はまだ計画段階で、植林地開発は一切開始されていない。

<sup>3</sup> 6月30日時点でメルバウ・パララワン・レスタリ社はエイプリルグループの長期サプライヤー・パートナーであり、同社のコンセッションエリアのデータは報告書全体を通じて保全地区と植林地域のデータの重要な要素になった。しかし、報告期間後にメルバウ・パララワン・レスタリ社はサプライヤーとしての契約を打ち切られた。

## 証拠審査

コンセッションエリアおよび HCV 区とエイプリル社土地バンクに含まれている情報との対比

## 発見事項

この指標はコンセッション／セクター別のHCV情報の公表状況を追跡する。

コンセッション別のHCV区の情報は、すべてのHCV報告書についてHCV資源ネットワークの認定資格を有する審査員を用いるというSFMP2.0の誓約以前から存在しているHCV報告書を基にしている。

すべてのRAPP社はのコンセッションエリアおよび上記の長期サプライヤーの20のコンセッションエリアうち16は、エイプリル社の持続可能性ポータルサイト (<http://sustainability.aprilasia.com/>) に保管しているHCV報告書を公表している。

エイプリル社は、生態系回復ライセンスが保存価値の認定と異なったアプローチをとっているため上記データに含まれていない5つの生態系回復ライセンスも保有している。

## 改善に向けた機会 23

エイプリル社の保全地区の面積の重要部分を占めているとして同社の土地バンクに掲載された長期サプライヤーのおよそ50%（40社中19社）がHCV報告書を公開していない。この指標に関する透明性を向上させるため、HCV報告書を公開していないサプライヤーの幾つかは、その理由を十分に説明することが望まれる。（たとえば、HCV手続が実施される以前にコンセッションエリアを開発したケースもある。）

IX	優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：
b.	SFMP2.0 関連のマルチステークホルダーのフォーラム／会合の数

2015年6月3日～2016年6月30日の期間のエイプリル社データ

開催されたフォーラム／会合の数
18

証拠審査

SFMP2.0 または SFMP2.0 のテーマに関連して開催されたすべての会合に関するエイプリル社作成のリストがサンプル検査の方法により会議議事録と照合確認された。

発見事項

この指標は、SFMP2.0 のテーマに関連した業務過程で RAPP 社により提供されたステークホルダー・フォーラムの数に透明性を与えることを目的にしている。

IX	優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：
c.	長期・短期サプライヤーの公表リスト

### 証拠審査

エイプリル社の持続可能性ポータルサイトで2016年9月時点で利用できるサプライヤーリストと2015年時点のものとの比較。および木材配送記録から収集された2016年サプライヤー・データ。

### 発見事項

この指標はエイプリル社のサプライヤーを特定する情報の公表状況を追跡する。サプライヤーリストは、(<http://sustainability.aprilasia.com/category/list-of-concession-maps/27>)にあるエイプリル社の持続可能性ポータルサイトに公開されている。

### 不適合#3

- 1) 小規模なコミュニティ・サプライヤーからの原材料調達がサプライヤーリストに含まれていない。これらのコミュニティを調達源とする大規模なサプライヤーは、ヌサ・プリマ・マヌガル社 (62,000 トン)、ビナ・ジャヤ・ランガム協同組合 (4,900 トン)、ラジャ・ガルダ・マス・セジャティ社 (12,000 トン)、ツナス・ハラパン協同組合 (10,000 トン)、ベダグ人材 (HR) 会社 (1,400 トン) であった。およそ 29 の小規模なコミュニティ「人材」(HR) 会社がある。これらは、原材料フローがまばらで、植林可能な土地が 1,000 ヘクタールを超える土地が 3 つしかない小規模な事業である。
- 2) さらに 4 つのサプライヤーがエイプリル社の土地バンクに長期サプライヤーとして記載されており、保全地区と植林地エリアのデータの重要部分を占めている。これらのサプライヤーは報告期間中に原材料の供給はしていなかったが、供給が長期にわたって継続しているため、サプライヤーリストに載せることが適切である。

### 改善に向けた機会 24

サプライヤー1社 (アグロヌサ・アラム・スジャトゥラ社) について、2016年3月1日に契約が開始されていたことが確認された。当該サプライヤーは2016年3月1日から2016年6月30日までは原材料の供給を行っていなかったが、SFMP2.0 不適合のために契約が打ち切られる前の7月から9月まで供給を行っていた。このサプライヤーはどの時点でもエイプリル社のサプライヤーリストに載っていなかった。エイプリル社は契約を開始した時点ですべてのサプライヤーをリストに掲載することで、サプライヤーリストの透明性を高めることが望まれる。

### 改善に向けた機会25

持続可能性ポータルサイトへのアクセスはパスワードによって管理されており、ウェブサイト上の情報にアクセスするための登録を行うためにはエイプリル社従業員による手動承認が必要とされる。ウェブサイトへのアクセスをよりタイムリーに行えるよう、手動承認プロセスを削除することが望まれる。

IX	優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：
d.	RAPP 社、長期・短期サプライヤーのコンセッションエリアマップの公表割合

### 証拠審査

エイプリル社の持続可能性ポータルサイトで閲覧可能なコンセッションエリアマップ (<http://sustainability.aprilasia.com/category/list-of-concession-maps/27>) の2015年のものとの比較、および木材配送記録から収集された2016年のサプライヤー・データ。

### 発見事項

この指標は、エイプリル社とサプライヤーのコンセッションエリアマップの公表状況を追跡する。すべてのRAPP社セクターの地図はウェブサイト上に掲載されている。合計40社の長期サプライヤーがあり、そのうちの20社（50%）が審査時点で地図を掲載していた。短期サプライヤー8社のうち2社（25%）が審査時点で地図を掲載していた。

### 改善に向けた機会26

コンセッションエリアマップを公表するサプライヤーの数を引き続き増やすことが望まれる。

IX	優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：
e.	SAC 提言の状況

次の表は 2016 年 6 月 30 日時点の提言リストとその実施状況である。これらの提言は 2014 年 3 月 21 日から 2016 年 6 月 30 日までに行われた SAC の 7 回の会合で提起された。

会合番号	提言	状況
1 (2014年3月 20日～21日)	1. エイプリル社は自社の植林地と同等規模の保全地区を維持するという森林保全の誓約を重視すべきである。	進行中
	2. SACはエイプリル社に、植林地原料自給のための2019年の目標期限に間に合わせるかそれを早めるよう要求した。	進行中
2 (2014年8月 12日～14日)	1. 新規サプライヤーに対するピアレビューのための HCV 資源ネットワークの利用を含む、HCV プロセスの利用を明確化し強化する	実施済
	2. ピアレビューが完了し HCV 報告書が出されるまで、ピアレビューを受けている HCV の開発を防止する効果的なプログラムの確保	実施済
	3. インドネシアにおける現在の HCV 手続の改善のためのステークホルダーとの協働	進行中
	4. 保全地区を認定・保護するためのより広い景観的視点を目指す長期計画の作成	進行中
	5. 生物多様性のための保全地区の監視および管理の強化	進行中
	6. 同社の成功した緩衝戦略（「環状植林コンセプト」）の継続および特にカンパール半島の生態系保全活動の推進	実施済
	7. 以下の方法により火災に関する管理の主導的役割を担うこと	
	(a) 火災予防と管理をめぐる業界内の協力体制の改善	実施済
	(b) 火災予防と管理に向けたコミュニティおよび政府との協働の拡大	実施済
(c) WRI との協働を継続し、同研究所の世界森林ウォッチャー火災（GFW-Fires）警報システムを向上させること	実施済	
8. HCVF プログラムのモニタリングおよび実施状況を含め、方針の遵守に関してサプライヤーとの対話能力を向上させること	進行中	
9. 他の土地利用者による泥炭地の損害防止のために景観規模の努力を行うこと	進行中	



会合番号	提言	状況
3 (2014年12月8日～10日)	1. エイプリル社の混合広葉樹およびHCV調達誓約：	
	(a) エイプリル社は自社のHCV誓約が自社のコンセッションエリアにどのように影響するかを明確化すべきである。	実施済
	(b) 過去のSAC提言に従い、今後のすべてのピアレビューについてHCV資源ネットワークにより認定資格を有する審査員としてリストアップされた個人ではなく、HCV資源ネットワークのピアレビュー手続を用いるべきである。	実施済
	(c) アディンド・フタニ・レスタリ社コンセッションエリアのHCV評価はHCV資源ネットワークによる更なるレビューを受けるべきである。	開発中
	(d) HCV評価を受けていない旧コンセッションエリアのMHWは伐採すべきではない。MHWの局地的な小区画が開墾され、作業効率に影響を及ぼしているようなケースについてはデミニミス・ルールが設定されるべきである。但し、HCVに関するリスク中心のポテンシャル評価によりこれらの区画が樹木群の中にないと認定されたときに限られる。	実施済
	(e) エイプリル社は、計画策定プロセスを見直して、社内モニタリング・データでIUCNがレッド・リストに挙げた種が当該エリアに存在すると認定されていたにも拘らず、MHWの伐採が予定されたその経緯を究明すべきである。	実施済
	(f) エイプリル社は標準業務手順書を更新して、運河開発を含む森林活動が、どの新規コンセッションエリアにおいても、ピアレビューされたHCV最終報告書の発表を待たずに開始されないよう確保すべきである。	実施済
	(g) HCVおよびMHWに関する誓約をRAPP社のコンセッション経営陣や長期サプライヤーにも伝えることは、特に2014作業計画から持ち越される可能性のあるMHW伐採エリアに関しては、重要である。(このエリアはSFMPに基づき伐採されるべきではないが、すべての長期サプライ・パートナーに誓約が伝達されない場合、2015年には伐採される可能性がある)。	実施済
	(h) エイプリル社は、(2014年以降MHWの伐採が不可能な)長期サプライ・パートナーと(同年以降伐採が可能な)短期サプライヤーを区別する方法を明確に定義する必要がある。これは、多年度契約を結んでいるアディンド・フタニ・レスタリ社が短期サプライヤーとして扱われているため、重要である。	実施済
	2. 植林地原材料のみに依存する方針に移行するというエイプリル社の誓約	
(a) 既存の植林地拠点以外の取組みの検討を含め、自給達成期限を早める取組みに引き続き重点を置くこと	実施済	

会合番号	提言	状況
	(b) 自給の取組みに関する進捗状況を監視する総合的なポータルサイトの開発	実施済
	3. エイプリル社の森林保護および保全に関する誓約	
	(a) エイプリル社は、1対1の目標の誓約達成に向けた進捗状況の主要な指標として、透明性のある開示と保全地区内の土地利用の追跡を検討すべきである。	実施済
	(b) 回復地区は保全効果をより大きく見せる好機となる。エイプリル社および現地コミュニティ双方に経済的、社会的恩恵を与えるこのような機会を開拓すべきである。	進行中
	(c) 1対1の目標の誓約に取り組む際、エイプリル社はその活動領域全般において自然林の維持または回復のための全体の空間計画を作成すべきである。十分な大きさがあり、効果的に管理され、代表性と連続性のある保全地区の維持がその目的である。これにより、在来生物の多様性の確保が、現在用いられている断片的なHCVアプローチによるものよりも大きく前進することが可能になる。	進行中
	(d) エイプリル社はプラウ・パダンのHCVエリアに誤って開発された運河の影響を最小限に抑えるための回復行動に着手すべきである。	実施済
	4. エイプリル社の泥炭地管理および誓約	
	(a) HCV4.1と認定された森林性泥炭地が開発可能な条件およびこれらの事業に適用される制約にはっきり言及するよう、方針に関する誓約が明確化されるべきである。	開発中
	(b)、特に水文緩衝帯および保全地区について、地下水面状態に関する現場レベルの情報の一部として、正式なベースライン予測値が開発されるべきである。	進行中
	(c) サプライヤー全体にエイプリル社の標準業務手順書（SOP）を適用することで、泥炭地管理の業績が改善され、地下水面管理に一貫した基準がもたらされる。	進行中
	(d) 既存の泥炭地管理業務によって排出された温室効果ガスの影響に関して現在行っている調査を完了することが、これらの影響と業務改善に向けた機会を理解する上で極めて重要である。エイプリル社は、泥炭地における適切な種類の業務とは何かの理解に重点が置かれた調査の最終的な方法論とその結果に関して幅広く意見を求めるべきである。	進行中
	5. エイプリル社の法令遵守および認証に関する誓約	
	(a) エイプリル社はサプライヤー監査を強化し、特にMHWのサプライヤーに対し、サプライヤーのパフォーマンスの監査に時間を集中すべきである。	実施済

会合番号	提言	状況
	(b) エイプリル社には、業績および森林状態の双方を監視するための多くの管理システムがある。しかし、システムの実効性を最大化するための情報の活用、たとえば、伐採活動計画が在来種に影響を及ぼす可能性の有無を評価するための照合監視データの活用さらさら重点を置く必要がある。	進行中
	(c) ハニーツリーおよびラミンの保護が現場で確認された。しかし、単木保存された樹木は生育可能性が低い。単木保存に代わる方法による保存樹木の生育が望まれる。	もはや該当なし
	(d) 監査によるすべての発見事項およびこれらの解決策の状況を経営陣に報告するためのデータベースの作成。個々のサプライ・パートナー／コンセッションエリアから得た知識をすべてのサプライ・パートナー／コンセッションエリアに適用されるよう確保する。	実施済
	6. エイプリル社の社会的制約	
	(a) エイプリル社は標準業務手順書（SOP）を作成し FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）に取り組んできたが、同社はコミュニティ間の土地主張の重複と関係する土地利用紛争を解決する能力は備えておらず、その解決プロセスには政府のより大きな関与を求めべきである。	進行中
	(b) FPIC は、コミュニティの支援を獲得し、楡蜂群崩壊症候群（GCB）／発展途上国における森林減少・劣化由来の温室効果ガス排出削減（REDD）認証の適切な条件を創出するため、新たな生態系回復（ER）認可を得るために取り組むべき重要な要素である。このプロセスの開始が早いほど効果も大きくなる。	進行中
	(c) エイプリル社の SOP は、活動停止という現在の慣行を重要紛争地域に反映すべきである。	開発中
	(d) 旧コンセッションエリアに関連した紛争、とくに FPIC の誓約以前の旧来の植林地制度の慣行に関連した紛争の解決に関して、明確な予測を立て広報を行う必要がある。	実施済
	7. エイプリル社の透明性に関する誓約	
	(a) 今後のSFMPの検証についての計画策定過程にはステークホルダーの意見が正式に盛り込まれるべきである。	実施済
	(b) エイプリル社およびステークホルダー諮問委員会（SAC）は引き続きステークホルダーの SAC への参加を拡大する機会を探求すべきである。	実施済
	(c) 透明性を確保するため、エイプリル社の広報に優先してSACによる直接の社外広報の利用頻度を増やすことができる。	進行中
	(d) 持続可能な森林管理の範囲、若干の誓約の重複および誤解が生じる可能性の高さを考慮すれば、エイプリル社は持続可能な森林	実施済

会合番号	提言	状況
	管理方針の「解説的な」付録を作成し、ステークホルダーの利用に供する必要がある。	
	(e) 持続可能性年次報告書は、情報が古すぎてステークホルダーにとって重要な意味がなくなることを避けるため、ポスト2015に向けた検討が行われるべきである。報告書にはグローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）のガイドライン第4版が採り	進行中

	入れられるべきである。	
	8. 大局的な視点ーロイヤル・ゴールデン・イーグル (RGE) グループと関連するエイプリル社の誓約	
	(a) RGEは、加盟企業1社の誓約を個々の加盟他社に伝えてその影響を及ぼすのではなく、加盟企業全体に適用される包括的な一連の原則を採用すべきである。	実施済
# 4 (2015年5月26日～29日)	1. SACはSFMP2.0に関するエイプリル社の最新の誓約を強く支持しており、SFMP1.0の実施および評価に続くSACの提言およびステークホルダーの意見の多くを盛り込んでいると指摘した。	該当なし
	2. (a) エイプリル社はSACおよびSFMP実施の進捗状況について地元ステークホルダーへの広報および最新情報の提供ならびにフォローアップの改善を一層積極的に行うべきである。	実施済
	2. (b) エイプリル社は、ステークホルダーの苦情及び保証請求をフォローアップするための分かり易く透明性のある手続および社内機構を確立すべきである。	実施済
	3. エイプリル社は生活農園に関する自社の誓約に応えるプログラムを作成すべきである。	進行中
	4. SACはステークホルダー・フォーラムの有用性を認識しており、定期的にフォーラムを開催すべきである。	実施済
	5. SACは、泥炭専門家ワーキンググループの設置を支持しており、熱帯泥炭地の管理に実務経験を持つ技術専門家だけでなく国際的な専門家も含めるようエイプリル社に提言する。	実施済
	6. SACは、2015年の行動計画に大きな進捗があったことに対してエイプリル社を高く評価するとともに、同社がKPMGの「エイプリル社行動計画に関する進捗状況報告書」を広くステークホルダーに伝えるよう提言を行っている。	実施済
	7. (a) SFMP2.0に基づく今後の進捗状況は、主要な社内及び社外のステークホルダーの意見を取り入れて選定された重要な指標に照らして監視されるべきである。	実施済
	7. (b) SFMP2.0実施の監視に地元ステークホルダーを関与させること。	開発中 <sup>1</sup>
1. (a) SACは、エイプリル社および同社サプライヤーのコンセッションエリアマップが直ちにSACに提供されるよう提言を行っている。	進行中	
<b>会議番号</b>	<b>提言</b>	<b>状況</b>
#5 (2015年11月10日～12日)	1. (b) エイプリル社は、提供済みの自社専用コンセッションエリアの情報に加え、すべてのサプライヤーのコンセッションエリアのデータを提供し、WRIがこれを利用できるようにする。	進行中
	2. エイプリル社は、自社の既存の保全地区を含め、サプライヤー全体にわたる不法侵入の範囲を評価し、他のステークホルダーと協働して、この問題に対処し、その影響を軽減する適切な対応策を策定する。	進行中
	3. SACはカンパール半島におけるエイプリル社の現在の景観アプローチを高く評価しており、以下を提言する。	
	(a) エイプリル社はFPIC、紛争解決または地権マップの作製を引き続き重視すること。	進行中
	(b) カンパール半島で実施が予定されている地権マップの作製は、範囲を広げること。	開発中
	(c) エイプリル社が、カンパール半島の景観において、他のコンセッションエリアの保有者を含む、ステークホルダーと協働すること。	進行中
	4. エイプリル社がカンパール半島以外の他の景観を特定すること。	進行中

	SACは、アディンド・コンセッションエリア内／周辺を大規模に保全することが望まれると指摘している。	
	5. SACは、エイプリル社がファイヤー・フリー・ヴィレッジ・プログラム（FFVP）により、いくつかの火災についてその根本原因の解決策を生み出したことを高く評価する：火災に関する管理に対する同社の統合的アプローチをステークホルダーにさらに広めるよう提言する。	実施済
	6. 苦情処理メカニズムのプロセスは、透明性が高く、すべてのステークホルダーにとってアクセスが容易であること。	実施済
	7. ハットフィールド社により用いられた「低木地」の定義が明確化され、高炭素蓄積（HCS）の定義に揃える必要があること。	実施済
#6 (2016年1月12日～15日)	1. SACはステークホルダー・フォーラムおよび現場視察の有用性を認識しており、これを今後のSAC会合の一般的な議題の一つにする意向である。	実施済
	2. SACは、エイプリル社がコミュニティおよびNGOに対する既存の誓約の状況をモニタリングするための決められたフォーマットを備えるよう提言する。具体的な内容は、以下のとおり：	
	(a) エイプリル社がプラウ・パダンの生活農園に関する現行の誓約の履行に直ちに取り組むようSACは提言する。SACは第三者泥炭専門家ワーキンググループにこの誓約についての情報を提供する。	進行中
	(b) さらに、エイプリル社は生活農園の完了予定時期を現地コミュニティに伝達する必要がある。	進行中
	3. SACからエイプリル社への再確認事項：	
	(a.) 一時停止の方針の影響を受ける自然林を含め、エイプリル社とそのサプライヤーの事業エリア内のすべての自然林エリアを示した地図に、不法侵入の発生場所を示すオーバーレイを表示すると同社の誓約。	進行中
	(b) ハットフィールド社に「低木地」の定義を明確化し、高炭素蓄積の定義に揃えるよう要請すること。	実施済
	4. コミュニティ開発の取組みの多様化と強化のために実施すべき事柄：	実施済
	(a) エイプリル社は、NGOを含め、コミュニティ開発に特別な専門家を関与させること。	進行中
	(b) 生計のための開発の段階で、経営・マーケティングの関連専門知識を獲得すること。	進行中
	5. カンパール半島以外の景観の特定に進展がない：	
	(a) 他の景観を特定するための作業計画と期間を準備し、次回のSAC会合で提示する必要がある。	開発中
6. (a) SACは、火災対策のためのエイプリル社のFFVPの取組みを高く評価している。特に不法侵入が多く発生しているサプライヤーの植林地において、2016年に生じる可能性のある厳しい課題に対するエイプリル社の火災管理チームの対応能力に大きな期待を寄せている。	該当なし	
6. (b) SACはこれが難しい任務であり、サプライヤーの植林地を含むすべての植林地でエイプリル社の「2016年火災ゼロ」の目標を達成することが困難であるということを認識している。	該当なし	
6. (c) SACは、FFVPプログラムを拡大し、「火災に強いコミュニティ」や「火災に強い景観」を達成するためのコミュニティの能力を開発するというエイプリル社の計画を全面的に支持する。	実施済	
7. エイプリル社は、事業が行われる現地コミュニティからの労働者の雇用をより積極的に行うべきである（たとえば、現地労働力に特別なトレーニングを施すこと）。	進行中	
#7 (2016年6月21日～24日)	1. SACは、エイプリル社および長期サプライ・パートナーの事業に関する景観縮尺地図の提示を見たことで勇気づけられた。SACは、エイプリル社に引き続きこの地図を精緻化し、公表するよう要請してきた。SACはこのプロセスを拡大して、カリマンタンのすべてのサプライヤーを含めるよう要請する。	実施済

	<p>2. 過去に提言を受けたように、エイプリル社は景観アプローチの開発と実施で進展を図る必要がある。SACは、TNCが進行中のカンパール半島景観評価に貢献していると聞き、これに勇気づけられている。エイプリル社は、特に自社の土地の専有面積がかなり大きな場所では、一層広範な景観管理アプローチを実施する機会を追求すべきである。SACは次回会合で予定表を含む行動計画を要請する。</p>	進行中
--	---	-----



会合番号	提言	状況
	3. SAC はエイプリル社がすべてのサプライヤーに関する地図を公表するよう要請する。この要請は過去に提出されたもので、若干の進展は見られるが、これ以上の遅れは容認できないと SAC は考える。暫定的措置として、エイプリル社は自社の持続可能性ポータルサイト上で現在「短期サプライヤー」に分類されているものを含め、すべてのサプライヤーの最新のリストを直ちに公表すべきである。SAC は、長期／短期のサプライヤーがともにエイプリル社の SFMP2.0 に従うことを期待されているとすれば、双方を区別せず単に「サプライヤー」と分類する方が望ましいと考える：	
	(a) すべてのサプライヤーの最新リストを SAC 委員と共有すべきである。	実施済
	(b) エイプリル社の持続可能性ポータルサイトですべてのサプライヤーの最新リストを公表すべきである。	進行中
	(c) 残りの 22 のサプライヤーマップを SAC 会合までに公表すべきである。	進行中
	4. すべての短期サプライヤーが、HCV および HCS 評価の作成を含め SFMP2.0 を実施してきたか、また SFMP2.0 との適合性を確保するためにモニタリングされているかについて SAC には判然としない。SAC は、すべてのサプライヤーが SFMP2.0 に従っているという証明をエイプリル社が SAC に提供するよう提言する。 新規サプライヤーが加わった場合、透明性の確保は当然のことであり、エイプリル社の持続可能性チームが SFMP2.0 との適合性を確保するよう監督すべきである。	進行中
	5. SAC は、エイプリル社が苦情処理メカニズムに関する SOP の作成に多くのステークホルダーを関与させるよう努めていることを認識している。しかし、SAC は、当該苦情処理 SOP が成案を得て、2016 年 8 月末までには公表されるよう強く提言する。 SAC はエイプリル社に対し、土地紛争地図の作製を含め、同社のサプライチェーン全体にわたる既存の紛争を解決するための行動計画と予定表を SAC の次回会合までに提出するよう要請する。	
	(a) 苦情処理 SOP を最終的にまとめ、エイプリル社の持続可能性ポータルサイトに公表すべきである。	実施済
	(b) サプライチェーン全体にわたる既存の紛争をエイプリル社が今後どのように解決するかについての行動計画を、予定表および土地紛争の地図の作製を含め、作成すべきである。	進行中
	6. SAC は、いくつかの LIDAR の関連データが最近第三者泥炭専門家ワーキンググループ (IPEWG) の取組みによりエイプリル社に提供されたことを認める。SAC は、エイプリル社が自社とそのサプライヤーが事業を行う泥炭地エリアの管理向上の誓約に則して、水文地図の作製のために LIDAR データを取得するよう提言する。またエイプリル社が LIDAR データを他のステークホルダーに提供するよう提言する。	開発中

会合番号	提言	状況
	7. SAC は、契約栽培農家スキームを SRL クブ社に拡大するエイプリル社の取組みを高く評価し、エイプリル社が引き続き他の地域で契約栽培農家スキームの機会を開拓するよう提言する。	開発中
	8. SAC はエイプリル社がアソシエーション・ポリシー（提携方針）を策定するよう提言する。エイプリル社は当該方針を草案の形で作成し、SAC の次回会合前に詳細なコメントおよび／または助言を得るためそ	進行中

	れを SAC に提出すべきである。	
	9. SAC は、エイプリル社が自社のコンセッションエリアの泥炭ドームをすべて特定し、現在植林が若干進められている荒廃地域や泥炭ドームを含めた回復計画の推進を要請した環境団体（グリーンミックス）の最新報告書に言及した。 SAC は、この問題に関して物事を前に進める方法に関し、エイプリル社が環境森林省、泥炭地回復局（PRG）およびその他のステークホルダーと協議を行うよう提言する。SRL 社のケースに関し、SAC はまた環境森林省が現在実施中の調査にエイプリル社が引き続き十分な協力を行うよう提言する、	進行中
	10. SAC は、アディンド・フタニ・レスタリ社（AHL）との現行の買収関係が明確にされることを提言する。SAC はまた、エイプリル社の SFMP2.0 に則した HCS 評価を AHL に関して進めるよう提言する。	開発中
	11. 最近のステークホルダー・フォーラムで、SAC はブンカリス（リンバ・ロカン・レスタリ社）、バガン・メリプール、セガマイ村森林と重複する区域およびテルク・メランティやテルク・ビンジャイの生活区域における社会紛争に関する地元 NGO の懸念に言及した。SAC はエイプリル社が SAC の次回会合でこれらの問題の解決に関する情報を更新するよう提言する。	進行中
	12. SAC はエイプリル社に対し、毎回の SAC 会議の 2 週間前に、以前の SAC 提言の履行の進捗についての最新情報を提供するよう要請する。	進行中

<sup>1</sup> SFMP2.0 実施のモニタリングに地元ステークホルダーを関与させることに関連し、エイプリル社は現在、地元ステークホルダー・フォーラムを通じてパフォーマンスについてステークホルダーからの意見を収集している。しかし現在のところ、ステークホルダーの関与レベルは SFMP2.0 指標のモニタリング・データの収集ができるほどには至っていない。

## 証拠審査

エイプリル社はステークホルダー諮問委員会（SAC）の現在までの 7 回の会合からそれぞれ提出された提言の一覧表を準備し、各提言に関連して取られた行動の状況を確認した。KPMG 社は実施された行動の状況を審査し、これを利用可能なデータおよびこの審査期間中に行われた業務をベースにした実施状況に関する我々の認識と対比させた。

## 発見事項

SAC は森林および社会の専門家から成る独立組織の委員会で、エイプリルグループの持続可能な森林管理方針（SFMP）の実施を監督するために 2014 年 1 月に設置された。SAC は SFMP の実施に関連して提言および助言を行っている。

2014 年 1 月の委員会の開始からこれまでに合計 7 回の SAC 会議が開催され、その結果全部で 88 の実行可能な提言や付随的提言が出されている。これらの提言のうち、合計 39（44%）の提言がこれまでに実施され、該当なしが 1、残りが 2016 年 6 月 30 日時点で進行中または開発中である。

SAC の要請に従い、エイプリル社は各 SAC 会議で採択された未実施の提言の現状に関する最新情報を SAC に現在提供している。

## 改善に向けた機会 #27

エイプリル社は SAC 提言への正式な回答を準備し、その回答は提言と関連して同社がその実施に同意する行動および当該行動が行われる期間を示したものでなければならない。

## 改善に向けた機会 #28

エイプリル社は、SAC 提言のうち現在まで十分な対処がなされてこなかったものに関して、SFMP2.0 との不適合のリスクを減らす行動が優先されるようにするために、優先レベルの見直しを行うべきである。（たとえば、新規短期サプライヤーについての適正評価プロセスを強化するために 2016 年 1 月から出されている SAC 提言は、我々の審査時点でまだ一部しか達成されていなかった。1 月以降の期間中に新規サプライヤーとの契約が締結され、そのうちの 1 件で SFMP2.0 との不適合を理由にすでに契約が解除されていた。これは、適正評価プロセスの強化が急務であることを示している。）



## 付録 1 : 持続可能な森林管理方針 2.0

## エイプリル社持続可能な森林管理方針 2.0

2015年6月3日

エイプリル社は、何を実行するにも「コミュニティ、国、気候、企業にとってプラスになる」ものでなければならないという私たちの事業哲学を指針とし、業務を行うすべての場所において、社会的、環境的、経済的領域での最善策を実践し、持続可能な開発を行うことを誓約します。

サプライチェーンから自然林伐採を排除し、私たちが業務を行っている森林と泥炭地の景観を保護し、木材を調達しているすべての国で森林管理における最善策を支援すること、また、木材のサプライチェーン全体で人権と環境的側面を尊重することを誓約します。私たちの目標は、現地、国、そして世界のコミュニティにおいて責任ある良き隣人となることです。

エイプリル社の持続可能な森林管理方針 (SFMP) 2.0 は、エイプリル社のステークホルダー諮問委員会 (SAC) と市民社会の主要なステークホルダーからのアドバイスを盛り込んで作成されました。この方針は 2014 年 1 月 28 日に発表したエイプリル社の SFMP1.0 を発展させたものです。方針には、ロイヤル・ゴールドデン・イーグル (RGE) の持続可能性に関する枠組みを取り入れています<sup>1</sup>。

本文書での誓約は、インドネシアで業務を行う独立企業であるエイプリル社に完全かつ排他的に適用されます。また、エイプリル社の既存および将来のすべての木材サプライヤー、および将来におけるあらゆる買収や協力関係にも効力が及びます。

### I. 長期的持続可能性

エイプリル社の目標は、工場に木材を供給し、コミュニティに雇用機会と経済的福祉を提供する持続可能な植林地を確立することです。エイプリル社とそのサプライヤーは、森林、泥炭地、その他の環境的、社会的に重要な価値の保全に対して、景観アプローチを採用しています。

- a. 誓約が発効次第、エイプリル社とそのサプライヤーが開発を行うのは、独立したピアレビューによる高保護価値 (HCV) および高炭素貯蔵 (HCS) 評価で特定された森林以外の領域に限定されます。
- b. エイプリル社とそのサプライヤーは HCV および HCS 地区を積極的に保護します。
- c. エイプリル社とそのサプライヤーは HCS アプローチ運営グループが定めた HCS アプローチに従います。
- d. エイプリル社とそのサプライヤーは、HCV リソースネットワーク (HCVRN) の認可を受けた審査員に審査を依頼します。当該審査員が対応不可能な場合、エイプリル社は SAC に照会して HCV 審査員を推薦してもらいます。
- e. 前述の内容を達成するために、エイプリル社は、エイプリル社が業務を行っている景観内の森林の保護と管理を実施する上で、関係するステークホルダー (NGO、政府、企業、現地コミュニティ、保全専門家) との協力関係を求めていきます。
- f. エイプリル社は、HCV、HCS、社会的評価、また泥炭地では泥炭専門家ワーキンググループ (IPEWG) のアドバイスから得た知見を取り入れ、保全と森林管理を統合的に実践します。

<sup>1</sup> ロイヤル・ゴールドデン・イーグルのウェブサイトをご参照ください：<http://www.rgei.com/sustainability/sustainability-framework>

- g. 2015年5月15日までに、エイプリル社とそのサプライヤーは、混合広葉樹の伐採をすべて停止します<sup>2</sup>。2015年5月15日以前に伐採された混合広葉樹は、2015年12月末までにエイプリル社の工場にて使用します。
- h. HCV および HCS 評価により低木地と定義された非森林地から除去された残留原材料は、エイプリル社の工場で活用します。
- i. エイプリル社は、植林地からの原材料による自己生産を達成するまで、新たなパルプ工場および／または新たなパルプラインを設置しません。
- j. エイプリル社は、新たな土地または林業認可を取得しません。または第三者が認可を得ている土地で、2015年6月以降に HCV や HCS の森林もしくは森林性泥炭地を故意に伐採した売主からの木材の調達を行いません<sup>3</sup>。これは、本方針 II 章の d に基づく回復や保全活動を目的とした土地または認可の取得には適用されないものとします。

## II. 森林の保護と保全

エイプリル社は、高保護価値 (HCV) および高炭素貯蔵 (HCS) 評価の結果を待って、2015年5月15日までに自然林伐採を停止しました。この停止はエイプリル社に木材を供給するすべての第三者サプライヤーにも適用されます。

- a. エイプリル社とそのサプライヤーは、エイプリル社が業務を行っている自然林、森林性泥炭地、およびその他の生態学的、水文学的、文化的に重要なエリアの保全と生態系回復を支援します。
- b. エイプリル社とその長期供給パートナーは、現在、25万ヘクタール以上の保全地区および7万ヘクタールの生態系回復地区を保護・管理しています。
- c. エイプリル社は、森林保全およびその他の土地利用を最適化するため、景観規模の評価に着手し、景観アプローチを実施します。
- d. エイプリル社は、エイプリル社の植林地エリアと同等の大きさの保全地区を設定します<sup>4</sup>。

## III. 泥炭地管理

エイプリル社は、泥炭地管理における最善策を実践します。これによりインドネシア政府の目標を支援し、温室効果ガス排出を削減し、その他の保護価値を維持します。

- a. エイプリル社とそのサプライヤーは、森林性泥炭地の新たな開発を行いません。
- b. 泥炭専門家ワーキンググループ (PEWG) を設置し、以下の項目についてエイプリル社にアドバイスや提言をしてもらいます。
  - 泥炭地の既存の植林地における最善の管理の実施
  - 森林性泥炭地および重要な泥炭地の景観を確実に保全するために必要な活動
  - 非森林性泥炭地向けの開発オプション
- c. IPEWG からの助言により、エイプリル社は、森林性泥炭地エリアを保護し、温室効果ガス排出を削減するため、熱帯性泥炭地における国際的な最善策を実施することが可能になります。
- d. PEWG からのアドバイスを待つもの：
  - 新たな植林地開発が進行中の泥炭地に用水路を建設しないこと。

<sup>2</sup> デミニミスルールにより、既存のプランテーション・植林地コンセッション内の隔離された小さな領域については、評価プロセスで HCV または HCS に分類されていない場合に限り、伐採が可能です。

<sup>3</sup> 植林地の取得については SAC がレビューします。

<sup>4</sup> 保全地区は、生態系システムの機能を保護し、在来生物の多様性を保全するために、適切な大きさ、形状、連結性、そのエリ

ア特有の性質を備えるように努めます

- 設置済みの植林地エリアでの火災／洪水防止対策および既存の用水路のメンテナンスを継続すること。

#### IV. 二酸化炭素排出量の継続的削減：

エイプリル社は二酸化炭素排出量の継続的な削減を誓約します。

- エイプリル社は、サプライチェーン全体を通じて、材料効率およびエネルギー効率を継続的に改善し、再生可能エネルギーの活用を最適化します。
- エイプリル社は、保全と生態系回復、持続可能な植林地管理方法を継続的に改善していくことによって、炭素隔離を増加させます。
- エイプリル社は、二酸化炭素の排出を追跡し、二酸化炭素排出量全体の削減に関する進捗を報告します。

#### V. 現地コミュニティの積極的支援：

エイプリル社は、常にコミュニティと対話し、コミュニティの利益に適う機会を求め、以下の項目を通じてコミュニティと共有できる価値を作り出します。

- エイプリル社が業務を行う地区の周辺にある農村コミュニティにおいて、雇用創出、質の高い教育を受ける機会の提供、コミュニティの活性化、農村生活の向上を通じた貧困緩和への取り組みを強化します。
- 積極的な企業の社会的責任（CSR）活動、特に村落での起業家精神の醸成と農業システムの構築を行います。
- 必要に応じて、小自作農／中小企業（SME）をエイプリル社のサプライチェーンに加えます。
- 多様なステークホルダーによる定期的なフォーラムやフォーカスグループを通じてステークホルダーを関与させ、社会的問題に関するアドバイスを得たり、モニタリングシステムや報告システムを開発します。

#### VI. 先住民とコミュニティの権利の尊重：

エイプリル社は、先住民と農村コミュニティの権利を尊重し、以下の項目について誓約します。

- 人権および先住民に関して、世界人権宣言、国内法、批准した国際条約を尊重します。
- 先住民および農村コミュニティの保有権を尊重します。
- 先住民やコミュニティが法的、自治的、または慣例上の権利を有する土地でエイプリル社が新しい業務を開始する場合に、これに先立ち得られる「自由意思による、事前の十分な情報に基づく合意（FPIC）」への意思決定によって、先住民およびコミュニティの権利を尊重します。
- 暴力、脅し、賄賂を一切容認しません。
- FPICにおいて関連する国際的な最善策に従うことを徹底するため、エイプリル社は、コミュニティ、政府、顧客、および現地・国内・国際社会などのステークホルダーと積極的に関わります。
- 慣習上の権利を尊重し、相互に同意し、透明性がある開かれた協議プロセスを通じて苦情や対立を解消します。
- 標準業務手順書（SOP）を作成し、コミュニティやその他の関連するステークホルダーからの訴えのすべてについて、責任を持って取り扱うためのプロセスを維持します。プロセスは、策定、更新、改善、監視され、SAC およびその他の関連するステークホルダーに報告されます。

## VII. 職場での責任ある慣行：

エイプリル社は、特に以下を確実に実践することで、木材のサプライチェーン全体を通じて、安全で生産性があり、良い結果をもたらし、下請業者を含む従業員が貢献し進歩できるような労働環境を提供することを誓約します。

- a. 労働における基本原則及び権利に関する国際労働機関宣言を尊重します。
- b. 現地コミュニティから適性のある人員を積極的に採用するなど、法的要件と文化的慣行を満たした最善の採用を行います。
- c. 結社の自由を尊重します。
- d. 職場における多様性を尊重します。
- e. 雇用条件の一部とされている場合、安全で衛生的な宿泊施設を提供します。
- f. 労働者の健康と安全を守ります。エイプリル社は、労働者が自分たちを労働安全衛生上の危険から身を守れるように教育します。
- g. 児童労働、強制労働、奴隷労働を一切容認しません。
- h. いかなる形式の差別、嫌がらせ、虐待も一切容認しません。

## VIII. 法令遵守および認証：

エイプリル社は、持続可能な森林管理（SFM）の達成に向けて、法令遵守以上のことを実行します。

- a. エイプリル社は、あらゆる現行の法令を遵守することを再確認し、すべての木材サプライヤーにも同様の遵守を要求します。
- b. エイプリル社は、世界的な SFM 認証スキームに参加し、木材サプライヤーにも同様の参加を促します。
- c. エイプリル社は、現在取得している木材合法性検証の認証を維持し続けます。
- d. エイプリル社には、厳格な「野焼きゼロ」方針があり、火災の影響に対応する国内の法的要件に従います。エイプリル社は、業務を行っている景観全域で、火災の防止と消火への取組みを続けます。
- e. エイプリル社は、加工・流通過程の管理（CoC）追跡システム、および工場での木材調達の監視システムを確立しており、すべての木材について調達源まで確実に追跡を行うことが可能です。

## IX. 優れたコーポレートガバナンス、検証、透明性：

エイプリル社は、優れたコーポレートガバナンスと企業の透明性の確保において最善策を採用することを誓約します。

- a. エイプリル社は、2014年に設置したステークホルダー諮問委員会（SAC）を継続して保持し、独立した検証監査役の任命を含め、本 SFMP の透明性の確保と実施を徹底します。

- b. エイプリル社は、ステークホルダーからのアドバイスを取り入れた透明性のある迅速な苦情処理の仕組みを確立します。これをステークホルダーがすぐに利用できるようにし、透明性があり迅速な方法で苦情に対応します。
- c. エイプリル社は、エイプリル社の SFMP の実施に関する最新の進捗を主要なステークホルダーに定期的に報告します。
- d. エイプリル社は、政府、業界団体、その他のステークホルダーと連携して、空間計画を改善するための全国および地域的な規制改革、報奨による森林保全の奨励、インドネシア政府による「ワン・マップ」構想の支援、荒廃した土地の活用促進などを通じ、持続可能な開発を支援します。

## 付録 2 : 指標要旨

# SFMP2.0 パフォーマンス 評価指標

<b>I</b>	<b>長期的持続可能性：</b>
a.	エイプリル社および長期サプライヤーの植林地からの原材料供給のトン数と割合
b.	カテゴリー（森林、非森林、HCV1/HCS2 および非 HCV/HCS）別開発ヘクタール数
c.	回復が完了した不適合開発の数と割合
d.	エイプリル社および長期サプライヤーのコンセッションエリアで伐採された 1 ヘクタール当たりの原材料の平均トン数
e.	2015 年 12 月 31 日の締日以降にケリンチ工場が利用した混合広葉樹林（MHW）の配送トン数
f.	工場の原材料消費量の変化率
g.	2015 年 6 月 3 日以降にエイプリル社が取得した土地、ライセンスおよび関連開発（HCV/HCS および非 HCV/HCS）のヘクタール数
h.	2015 年 6 月 3 日以降の HCV 林、HCS 林または森林性泥炭地の開墾からの第三者工場配送（トン数）
i.	原材料の自給までの期間予測
<b>II.</b>	<b>森林の保護と保全：</b>
a.	保全地区および回復区（森林、農業、インフラ、空地、灌木林）のヘクタール数並びに（不法侵入、火災、開発による）前期からの変化
b.	植林地エリア全体に対する保全地区の割合
c.	進行中の景観レベルの計画に含まれたエイプリル社およびサプライヤーのコンセッションエリアの数
d.	策定済み景観レベル計画の数
<b>III</b>	<b>泥炭地管理：</b>
a.	泥炭地の植林地、保護区および生態系回復地域のヘクタール数
b.	以下について、実施されているまたは実施が予定されている第三者泥炭専門家ワーキンググループの提言の数と割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>－泥炭地の既存の植林地における最善管理策</li> <li>－森林性泥炭地および重要な泥炭地景観の保全</li> <li>－非森林性泥炭地の開発オプション</li> </ul>
c.	泥炭地開発の合計ヘクタール数



<b>IV</b>	<b>二酸化炭素排出量の継続的削減：</b>
a.	パルプ1トン当たりの工場のGHGトン数
b.	紙1トン当たりの工場のGHGトン数
c.	エネルギー源別の工場のエネルギーニーズ充足率
<b>V</b>	<b>現地コミュニティの積極的支援：</b>
a.	-社会的インフラプロジェクトに支出したドル総額 -道路建設キロ -社会的インフラプロジェクトの完成数 -資材の提供があった社会的インフラプロジェクトの数
b.	現地の国内総生産
c.	提供された教育奨学金の数
d.	エイプリル社およびサプライヤーが契約した中小企業の数
e.	場所別のマルチステークホルダーフォーラムの数
f.	ステークホルダーの出席者数
g.	ステークホルダーフォーラム起因の約定行動件数および状況
<b>V</b>	<b>先住民とコミュニティの権利の尊重：</b>
a.	先住民および村落との適切な正式契約を伴う新たな事業（コンセッションとブロック）の数と割合
b.	紛争の未解決が原因で休止中となっているエイプリル社・サプライヤーのコンセッションエリアのヘクタール数
c.	10日以内に処理された苦情の割合
d.	苦情処理標準業務手順書（SOP）に従って解消された苦情の割合
e.	公開された苦情処理システムの存在
f.	苦情処理のための既成のSOP
g.	2016年6月30日時点の未解決の土地紛争件数

<b>VII</b>	<b>職場での責任ある慣行：</b>
a.	死亡者数
b.	エイプリル社またはサプライヤーの従業員及び請負業者により提起された労働問題の適切な苦情解決メカニズム
c.	労働安全衛生（OHS）認証の対象とされる RAPP 社、サプライヤーおよび請負業者の事業の割合
<b>VIII</b>	<b>法令遵守および認証：</b>
a.	コンセッションエリアの原因別（発火元がエイプリル社、サプライヤー、第三者のいずれかによる）火災件数
b.	合法性認証の対象となる原材料の割合
c.	ファイヤー・フリー・ヴィレッジ・プログラムに参加している村落の数
<b>IX</b>	<b>優れた企業統治、検証および透明性：</b>
a.	公表されたコンセッションエリア別 HCV/HCS 面積および総面積
b.	SFMP2.0 関連のマルチステークホルダーのフォーラム／会議の数
c.	長期・短期サプライヤーの公表リスト
d.	RAPP 社、長期・短期サプライヤーのコンセッションエリアマップの公表割合
e.	SAC 提言の状況

**付録3：確認された不適合事項に対するエイプリル社の行動計画**

エイプリル社の SFM 方針 2.0 の実施—行動計画草案 2016 年 12 月		
指標 1. b	カテゴリー（森林、非森林、HCV1/HCS2 および非 HCV <sup>1</sup> /HCS <sup>2</sup> ）別開発ヘクタール数	
不適合 1	<p>エイプリル社の SFMP2.0 で課された開発停止の日付以降に、アディンド・フタニ・レスタリ社のカリマンタン・コンセッションエリアにおいて森林性泥炭地の開発とそれに関連した混合広葉樹の伐採が起きた。</p> <p>これは 2015 年 5 月 15 日から 6 月 9 日にかけての出来事で、アイズ・オン・ザ・フォレスト（スマトラ島リアウ州の 3 つの現地環境団体の連合）のランドサット・データを使用した調査によって最初に確認された。当該不適合はエイプリル社ウェブサイト上で公表され、2015 年に伐採が起こった地域の在来種を回復するための行動計画が実施された。これにより、39 ヘクタールにわたる在来樹種の植林が行われた。</p>	
<b>APRIL Action Plan(s)</b> <b>エイプリル社の行動計画</b>	<p>2015 年、不適合が確認されると同時に、行動計画が策定され実施された。</p> <p>行動計画としては、以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事件の発生をウェブサイト <a href="http://aprildialog.com">aprildialog.com</a> 上で公表</li> <li>● 発生した伐採および開発の量を計測するための現場調査—これにより、およそ 39ha の混合広葉樹が伐採されたと断定した。</li> <li>● 39ha を超えるエリアで在来種を再植林</li> <li>● 2015 年の残りの期間、コンセッションエリアの第三者モニタリングを継続</li> </ul> <p>報告期間中、このサプライヤーに関する事例においてさらなる不適合は確認されなかった。</p>	<p>期限：既に完了</p>
エイプリル社による根本原因分析	該当なし	
KPMG 社による行動計画審査	2016 年 1 月完了	

不適合 2	<p>新規短期サプライヤーのアグロヌサ・アラム・スジャトゥラ社（ジャンビ州所在）は、2016年3月1日開始のアカシアの供給契約をエイプリル社と結んでいたが、報告期間終了後までケリンチ工場へのアカシアの配送は行われなかった。当該サプライヤーは報告期間中配送を行わなかったものの、エイプリル社によるその後のランドサット画像の分析により、報告期間中に森林の開発を行ったことが断定された。2015年4月から2016年7月5日までの期間に、必要とされるHCVおよびHCS評価を実施しないままおよそ495ヘクタールが開墾された。2016年9月にこれが確認され、直後サプライヤー契約が打ち切られた。</p>	
エイプリル社の行動計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. サプライヤー契約が解除された。</li> <li>2. 新規サプライヤー向けの適正評価プロセスの改訂が完成に向け進められている。（SFMP2.0 遵守に関する SOP）。これには、木材配送開始前の SFMP2.0 との適合性に関する広範にわたる評価および土地利用の変化の継続的モニタリングが必要になる。</li> <li>3. 持続可能性を担う部署にサプライヤーの選定およびモニタリング・プロセスを監督する責務が与えられた。</li> </ol>	<p>期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 完了</li> <li>2. 完了</li> <li>3. 完了</li> </ol>
エイプリル社による根本原因分析	<p>当該サプライヤーとの契約が開始された時点で存在した適正評価プロセスには、SFMP2.0 との適合性に関してのチェック機能が十分備わっていなかった。特に、サプライヤーによる潜在的な不適合を特定するための土地利用の変化に関する分析が整備されたのは、2016年後半になってからであった。</p>	
KPMG 社による行動計画審査	<p>2016年12月完了</p>	

指標 IX. c	長期・短期サプライヤーの公表リスト	
不適合 3	<p>2015 年または 2016 年に原材料供給を行っていた以下のサプライヤーが、2016 年 9 月時点ではオンライン上で閲覧可能なサプライヤーリストに含まれていない。</p> <p>1) 小規模なコミュニティ・サプライヤーからの原材料調達がサプライヤーリストに含まれていない。これらのコミュニティを調達源とする大規模なサプライヤーは、ヌサ・プリマ・マヌガル社 (62,000 トン)、ビナ・ジャヤ・ランガム協同組合 (4,900 トン)、ラジャ・ガルダ・マス・セジャティ社 (12,000 トン)、ツナス・ハラパン協同組合 (10,000 トン)、ベダグ人材 (HR) 会社 (1,400 トン) であった。およそ 29 の小規模コミュニティの「人材」(HR) 会社がある。これらは、植林可能な 1,000ha を超える土地が 3 つしかない小規模な事業で、原材料の供給は断続的である。</p> <p>2) さらに 4 つのサプライヤーがエイプリル社の土地バンクに長期サプライヤーとしてリストに掲載されており、保全地区と植林地エリアのデータに含まれている。これらのサプライヤーは報告期間中原材料の供給はしていなかったが、長期的な関係が続いているため、サプライヤーリストに載せることが適切である。</p>	
エイプリル社の行動計画	<p>サプライヤーの定義には、すべての長期サプライヤー（期間中の配送レベルを問わない）、すべての短期サプライヤーおよび過去 12 カ月間で配送を行ったコミュニティの原材料サプライヤーを含める予定。</p> <p>サプライヤーリストは四半期毎に更新され、公開される予定。</p>	<p>期限 30 日</p>
エイプリル社による根本原因分析	<p>サプライヤーリストの公開以前は、サプライヤーの定義が確立していなかった。そのため、調達源がコミュニティの原材料サプライヤーである場合も、最近供給を行っていなかった（しかし、他の SFMP2.0 指標には引き続き関与している）長期サプライヤーと同様に、リストから除外されていた。</p>	
KPMG 社による行動計画審査	<p>承認—2016 年 12 月</p>	

## 付録4：改善に向けた機会

**エイプリル社の SFM 方針の実施—行動計画草案**  
2016 年 12 月

エイプリル社の SFM 方針の実施—行動計画草案 2016 年 12 月			
パフォーマンス指標データ報告の制約			
改善に向けた機会 1	<p>エイプリル社のパフォーマンス指標報告は、次の指標について現在の植林地原材料供給全体の 49%にあたる長期サプライヤーに関するデータを欠いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● V. 現地コミュニティの積極的支援に関する業績報告全体</li> <li>● VI. g 2016 年 6 月 30 日時点における未解決の土地紛争の数</li> </ul>		
エイプリル社の行動計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">SFMP2.0 パフォーマンス指標に関する次回報告書について、長期サプライヤー・データの報告要件を強化する</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;">期限： 次回 SFMP2.0 検証報告書</td> </tr> </table>	SFMP2.0 パフォーマンス指標に関する次回報告書について、長期サプライヤー・データの報告要件を強化する	期限： 次回 SFMP2.0 検証報告書
SFMP2.0 パフォーマンス指標に関する次回報告書について、長期サプライヤー・データの報告要件を強化する	期限： 次回 SFMP2.0 検証報告書		
エイプリル社による根本原因分析	指標報告プロセスは、新規の報告プロセスである。初回の報告書については、すべてのデータが信頼できる形式ですぐに利用できたわけではなかった。		
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月		



<p><b>改善に向けた機会 2</b></p>	<p>エイプリル社のパフォーマンス指標報告は、次の指標について現在の植林地原材料供給全体の 21%にあたる短期サプライヤーに関するデータを欠いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I. b. カテゴリー別の開発ヘクタール数</li> <li>III. a 泥炭地の植林地、保全および生態系回復の数字</li> <li>III. c 泥炭地の開発ヘクタール数</li> <li>VI. b 紛争未解決を原因として現在活動停止中のエイプリル社およびサプライヤーのコンセッションエリアのヘクタール数</li> <li>VI. f 苦情処理のための既成の標準業務手順書 (SOP)</li> <li>VI. g 未解決の土地紛争の 2016 年 6 月 30 日時点の数</li> <li>VII. a 死亡者数</li> <li>VII. b エイプリル社またはサプライヤーおよび請負業者により提起された労働問題に関する適切な苦情処理メカニズム</li> <li>VIII. a コンセッションエリア内の原因別火災件数</li> <li>IX. a 公表されているコンセッションエリア別 HCV/HCS 面積および総面積</li> </ul>	
<p><b>エイプリル社の行動計画</b></p>	<p>短期サプライヤーにデータを報告させるか、またはエイプリル社が短期サプライヤーの遵守状況を報告するために遠隔モニタリングをベースにした自社独自のモニタリング・データおよび現場検査を活用するか、どちらがより適切かを新しい短期サプライヤーモニタリングプログラムを使って指標毎に査定する。</p>	<p>期限 120 日</p>
<p><b>エイプリル社による根本原因分析</b></p>	<p>指標報告プロセスは、新規の報告プロセスである。初回の報告書については、すべてのデータが信頼できる形式ですぐに利用できたわけではなかった。</p>	
<p><b>KPMG 社による行動計画審査</b></p>	<p>承認—2016 年 12 月</p>	

指標 I. b	カテゴリー（森林、非森林、HCV/HCS および非 HCV/HCS）別開発ヘクタール数	
改善に向けた機会 3	2016 年、エイプリル社は新規開発の可能性を確認し追跡調査するため、ランドサット画像を使った短期サプライヤーのコンセッションエリアの追跡を開始したが、今までのところこの画像範囲に含まれていない短期サプライヤーの土地拠点もある。	
エイプリル社の行動計画	新規サプライヤー向けの適正評価プロセスの改訂が完成に向け進められている。(SFMP2.0 遵守に関する SOP)。これには、木材配送開始前の SFMP2.0 との適合性に関するより広範な評価および土地利用の変化の継続的モニタリングが必要になる。	期限 90 日
エイプリル社による根本原因分析	サプライヤー・モニタリング手続は 2016 年にまたがったが、報告期間終了までに全てをカバーできなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
改善に向けた機会 4	2016 年 9 月の現場監査の時点で、SFMP2.0 との適合性を査定するためのサプライヤーの適正評価プロセスは、まだ十分に開発・実施されていなかった。	
エイプリル社の行動計画	新規サプライヤー向けの適正評価プロセスの改訂が完成に向け進められている。(SFMP2.0 遵守に関する SOP)。これには、木材配送開始前の SFMP2.0 との適合性のより広範な評価および土地利用の変化の継続的モニタリングが必要になる。	期限 完了
エイプリル社による根本原因分析	新規コンセッションエリアおよびサプライヤー向けの HCV 評価の質に関して、既存サプライヤーの適正評価プロセスにおける詳細の度合いが不十分であった。	
画審査	承認—2016 年 12 月	
改善に向けた機会 5	新しく実施された短期サプライヤー・モニタリング・プロセスによって、短期サプライヤーによる土地開発の事実が確認され、そのサプライヤーとの契約を解除することになった。一方、新規サプライヤーとの契約前に行われる適正評価プロセスの一環としてサプライヤーの GIS データやランドサット画像を利用した潜在的な新規開発の分析を行う機会を得た。	

<b>エイプリル社の行動計画</b>	<p>新規サプライヤー向けの適正評価プロセスの改訂が完成に向け進められている。(SFMP2.0遵守に関するSOP)。これには、配送開始前のSFMP2.0との適合性のより広範な評価および土地利用の変化の継続的モニタリングが必要になる。</p> <p>1. 持続可能性を担う部署にサプライヤーの選定およびモニタリング・プロセスを監督する職務が与えられた。</p>	<p>期限</p> <p>1. 完了</p> <p>2. 完了</p>
<b>エイプリル社による根本原因分析</b>	<p>当該サプライヤーとの契約が開始された時点の適正評価プロセスには、SFMP2.0との適合性に関するチェック機能が十分整備されていなかった。特に、サプライヤーによる潜在的な不適合を特定するための土地利用の変化分析が整備されたのは、2016年後半になってからであった。</p>	
<b>画審査</b>	<p>承認—2016年12月</p>	

<b>指標 II. b</b>	<b>植林地エリア全体に対する保全地区の割合</b>	
<b>改善に向けた機会 6</b>	この指標による現在の報告には改善に向けた機会が存在する。SFMP2.0の誓約は生態系の機能を保護し在来生物の多様性を保全するための適切な規模、形状、連続性および代表性をもつ保全地区に向けられているため、この目的に資する可能性の低い農業区やインフラ区は少なくとも除外することが適切であると考えられる。空地を含めることは、このエリアが修復され自然に回復する限りで、依然として適切である。さらに、現在保全地区に指定されている森林性エリアには、規模的にも質的にも SFMP2.0 で説明された基準に満たないものがあり得る。	
<b>エイプリル社の行動計画</b>	SFMP2.0 で述べた一層複雑なアプローチを用いて 1 対 1 の誓約に関する取組みの進捗状況を報告するため、当該誓約を算定できる方法そのものと必要とされる追加データの種類とを明確に定義する。これが確定した時点で、そのアプローチを明確にするため、報告および／または SFMP2.0 の文言を更新する。	期限 90 日
<b>エイプリル社による根本原因分析</b>	正式な SFMP2.0 の誓約とエイプリル社の誓約に関する従来の算定方法との間にミスマッチがある。	
<b>画審査</b>	承認—2016 年 12 月	

指標 III. b	<p>以下について、実施または予定されている第三者泥炭専門家ワーキンググループ（IPEWG）の提言の数と割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－泥炭地の既存の植林地における最善管理策</li> <li>－森林性泥炭地および重要な泥炭地景観の保全</li> <li>－非森林性泥炭地の開発オプション</li> </ul>	
改善に向けた機会 7	会議要旨報告書および会議議事録を審査するにあたり、提言の大半に完了期限の提案がないことが確認された。	
エイプリル社の行動計画	<p>今後の第三者泥炭専門家ワーキンググループ会議について、新たな提言に関連して（可能であれば）実施期限の提案に賛成する。地域が不安定なために提言の完全実施の正式な期限の提示が不可能な場合、提言の実施に必要な最初の措置の期限を特定し、今後の会合でこれらの措置を更新する。</p>	<p>期限 次回の第三者泥炭専門家ワーキンググループ会議</p>
エイプリル社による根本原因分析	提言の性質次第では、第三者泥炭専門家ワーキンググループ会議の期間内で新たな提言に関連した期限を特定し、誓約することは必ずしもできない。	
KPMG 社による行動計画審査	承認－2016年12月	
エイプリル社による根本原因分析	<p>このデータは従来すべてのサプライヤーから収集されたわけではなく、また原材料の合法性に重点を置いている既存のモニタリング手続は情報を報告するだけの十分なデータを提供しなかった。</p> <p>さらにこれは2015年～2016年の最初の（ベースライン）報告を受けてコミュニティ開発データの報告ニーズが見直されるまでの間の暫定的な指標である。</p>	

<b>指標 V. b</b>	<b>現地の国内総生産</b>	
<b>改善に向けた機会 8</b>	エイプリル社は現地の国内総生産に対する自社の貢献を継続的に監視する最善の方法をまだ定めていない。	
<b>エイプリル社の行動計画</b>	エイプリル社は、この指標を使用した自社の報告を国連のグローバルな持続可能な開発目標に沿ってインドネシア政府が作成している指標に合わせる予定である。	期限 次回の SFMP2.0 検証
<b>エイプリル社による根本原因分析</b>	これは SFMP2.0 向けの最初のパフォーマンス指標であり、報告日以前にはこの指標に関する新しいデータを特定・収集するだけの十分な時間がなかった。	
<b>KPMG 社による行動計画審査</b>	承認—2016 年 12 月	
<b>指標 V. g</b>	<b>ステークホルダー・フォーラム起因の協定件数</b>	
<b>改善に向けた機会 9</b>	エイプリル社は、まだ実施されていない協定の件数をおよそ 800 件と見積もっているが、この数字に関して正確に報告するだけの十分信頼できるデータを持ち合わせていない。	
<b>エイプリル社の行動計画</b>	コミュニティ開発チームをテコ入れして協定に関する堅ろう性の高い追跡手続を開発する。	期限 60 日
<b>エイプリル社による根本原因分析</b>	従来、データの報告が行われていなかったため、すぐに実証できるような状態で保存されていなかった。	
<b>KPMG 社による行動計画審査</b>	承認—2016 年 12 月	
<b>指標 VI. b</b>	<b>紛争未解決が原因で休止中となっているエイプリル社・サプライヤーのコンセッションエリアのヘクタール数</b>	

改善に向けた機会 10	<p>コンセッションエリアの現場視察中、紛争が完全に解決される前に、すなわち紛争が間もなく解決されることを期待して、土地紛争処理を計上するための会社の地理情報システム（GIS）内での土地利用指定の変更が頻繁に起きていることが確認された。エイプリル社は土地利用指定の今後の変更は紛争が決着し、解決策への署名後にのみ行うようにする手続を開始したが、現在のデータには完全解決に先立ってなされた多くの調整が含まれている。注記：我々の現場監査では、このような方法が紛争解決前の土地利用開発につながったケースは確認されなかった。</p>	
エイプリル社の行動計画	<p>すべての植林地およびサプライヤーに、GIS システム内での土地紛争解決の認識に関する指示並びに最終的な了解覚書に署名されるまでは解決とみなされないことを周知させる。</p>	<p>期限 30 日</p>
エイプリル社による根本原因分析	<p>新規開発の潜在的可能性の追跡に現在使われているデータが、短期解決が見込まれる土地紛争の前もった特定という他の目的に以前は使われていた。データの新しい利用を考慮すると、この方法はもはや適切ではない。</p>	
KPMG 社による行動計画審査	<p>承認—2016 年 12 月</p>	
指標 VI. f	<p>苦情処理のための既成の SOP</p>	
改善に向けた機会 11	<p>視察を受けた 4 つのサプライヤー・コンセッションエリアのうち 2 地域の経営陣とのインタビューで、コミュニティ向けの既存の正式な苦情処理システムについての意識が欠如していることが判明した。</p>	
エイプリル社の行動計画	<p>エイプリル社の正式な苦情処理システムの新しいプロセスにより任務の一環としての意識を高揚させる。</p>	<p>期限 90 日</p>
エイプリル社による根本原因分析	<p>この時点で根本原因は不明</p>	
KPMG 社による行動計画審査	<p>承認—2016 年 12 月</p>	
改善に向けた機会 12	<p>2016 年 8 月 30 日に苦情処理メカニズムが立ち上げられた直後に視察を受けた 4 つのセクターでは、セクター経営者やコミュニティ・ステークホルダーはこの新しい手続をまだ知らなかった。</p>	
	<p>エイプリル社の正式な苦情処理システムの新しいプロセスにより任務の一環としての意識を高揚</p>	<p>期限</p>

エイプリル社の行動計画	させる。	90日
エイプリル社による根本原因分析	新しいSOPが発表されたばかりで、まだ馴染みがなかった。	
KPMG社による行動計画審査	承認—2016年12月	
Indicator VI.g 指標 VI.g	# of land conflicts outstanding as of June 30, 2016. 2016年6月30日時点の未解決の土地紛争件数	
改善に向けた機会 13	コンセッションエリア/セクターの現場視察中、土地紛争データベースに食い違いが確認された。調印済み了解覚書で解決済みと認定されたヘクタール数とデータベースで紛争中と記録されたヘクタール数が一貫して一致していなかった。	
エイプリル社の行動計画	エイプリル社は了解覚書で表明されたヘクタール数と土地紛争データベースの入力との間に食い違いが発生した理由を調査し、原因が特定され次第、今後食い違いが起こるリスクを減少させるための新しいプロセスや経営管理を特定する。	期限 90日
エイプリル社による根本原因分析	この時点で根本原因は不明	
KPMG社による行動計画審査	承認—2016年12月	



改善に向けた機会 14	土地紛争データベースは、視察を受けた RAPP 社セクターの 1 つに関連して 1 つの大きな紛争を載せていた。しかし、ステークホルダーや経営者とのインタビュー中に、この土地紛争は多数の個人の土地紛争に関わるもので、別々の紛争として解決されていることが確認された。	
エイプリル社の行動計画	エイプリル社は、上記の方法が取られた理由やデータベースの土地紛争データの正確性に関する影響を調査し、原因が特定され次第、データベースの正確性の向上に必要な場合は新しいプロセスや経営管理を特定する。	期限 90 日
エイプリル社による根本原因分析	この時点で根本原因は不明	
RPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
指標 VII. b	エイプリル社またはサプライヤーの従業員及び請負業者により提起された労働問題の適切な苦情処理メカニズム	
改善に向けた機会 15	RAPP 社従業員および請負業者従業員向けに、問題提起のための機密性のある電子メールやホットラインを整備しているが、視察を受けた RAPP 社の 3 セクターでの従業員とのインタビューに基づくと、事業全般に浸透されていない。	
エイプリル社の行動計画	エイプリル社の正式な苦情処理システムの新しいプロセスにより任務の一環としての意識を高揚させる。	期限 90 日
エイプリル社による根本原因分析	正式な苦情処理メカニズムの一部としての機密性のあるホットラインが組織に浸透していない	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	

改善に向けた機会 16	エイプリル社は請負業者モニタリング・プログラムの一環として請負業者の社内規則を入手しているが、その書類に対する苦情処理プロセスを適切なものにするための具体的な審査は行われておらず、また苦情処理プロセスの実施もモニタリングされていない。	
エイプリル社の行動計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. データ共有要件を苦情処理メカニズムの開示を盛り込んでいる（SFMP2.0 遵守に関する SOP の一部として作成された）SFMP2.0 遵守自己評価フォームに含める。</li> <li>2. メカニズムをチェックするためのサプライヤー年次監査が整備され、浸透している。</li> <li>3. モニタリング結果の公表</li> </ol>	期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 90 日</li> <li>2. 90 日</li> <li>3. 次回の SFMP2.0 検証</li> </ol>
エイプリル社による根本原因分析	旧来の手続は苦情処理プロセスを備えることに重点が置かれ、それを浸透させることに関する評価が含まれていなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
改善に向けた機会 17	この時点で、エイプリル社には請負業者従業員向けの従業員苦情処理メカニズムの適切性および実施に関連した長期サプライヤー請負業者のモニタリングの範囲に関する情報がない。	
エイプリル社の行動計画	改善に向けた機会 16 にある通り、既存のサプライヤーモニタリングプログラムを拡大する。	期限 改善に向けた機会 16 参照
エイプリル社による根本原因分析	既存の長期サプライヤー評価は法令遵守に重点が置かれていたが、手続がa) 請負業者が苦情処理メカニズムに関連した具体的な法的要件を備えているか、またはb) その手続が適切に実施されているかどうかを常に検討できるほど明確ではなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	

改善に向けた機会 18	短期サプライヤー・コンセッションエリアの現場視察中の経営陣および従業員とのインタビューに基づくと、既存の従業員向け苦情処理プログラムは請負業者従業員の苦情には適用されていない。現在までのところ、エイプリル社は短期サプライヤーの従業員または請負業者の苦情処理メカニズムをモニタリングしておらず、アクセスもしてこなかった。	
エイプリル社の行動計画	改善に向けた機会 17 にある通り、既存のサプライヤーモニタリングプログラムを拡大する。	期限 改善に向けた機会 16 参照
エイプリル社による根本原因分析	短期サプライヤーのモニタリングは従来から長期サプライヤーのモニタリングより広範囲ではなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	

指標 VII. c	労働安全衛生（OHS）認証の対象とされる RAPP 社、サプライヤーおよび請負業者の事業の割合	
改善に向けた機会 19	短期サプライヤーについての OHS 認証（OHSAS または SMK3）の予定日は、エイプリル社により正式にはモニタリングされていない。	
エイプリル社の行動計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>データ共有要件を OHS 認証に関する状況の開示を盛り込んでいる（SFMP2.0 遵守に関する SOP の一部として作成された）SFMP2.0 遵守自己評価フォームに含める。</li> <li>該当する場合は、認証達成目標を短期サプライヤーとの間で合意する。</li> <li>進捗状況の公表</li> </ol>	期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>90 日</li> <li>90 日</li> <li>次回の SFMP2.0 検証</li> </ol>
エイプリル社による根本原因分析	旧来のモニタリングは木材の合法性に重点が置かれ、必要な OHS 認証の達成に関する追跡調査が含まれていなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	

改善に向けた機会 20	エイプリル社は、その規模や『高リスク』と分類されているために SMK3 認証の取得が要求されている請負業者を特定し、認証が取得されるようにするためのプロセスを現在のところ整備していない。	
エイプリル社の行動計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>SMK3 認証取得の法的要件を備えている請負業者およびこの手続がまだ進んでいない場所を特定し、取得達成目標を請負業者と合意し、既存の請負業者モニタリングプロセスを通じて進捗状況をモニタリングする。</li> <li>サプライヤー別に同じ方法を要求する</li> </ol>	期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>90 日</li> <li>90 日</li> </ol>
エイプリル社による根本原因分析	旧来のモニタリングは木材の合法性に重点が置かれ、必要な OHS 認証の達成に関する追跡調査が含まれていなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
指標 VIII. a	コンセッションエリアの原因別（発火元がエイプリル社、サプライヤー、第三者のいずれかである）火災件数	

<b>改善に向けた機会 21</b>	エイプリル社には、短期サプライヤーが火災に関連する規制当局による制裁措置についての詳細だけでなく、火災で焼失した森林被覆および／または不法侵入の特定とフォローアップにまで既存の短期サプライヤー・モニタリングを拡大する機会がある。	
<b>エイプリル社の行動計画</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる形態の土地被覆の変化を SFMP2.0 遵守に関する SOP の一環としてすべてのサプライヤーの報告要件に含める。</li> <li>関連の規制上の制裁に関する詳細をすべてのサプライヤーに要請する</li> </ol>	期限 90 日
<b>エイプリル社による根本原因分析</b>	短期サプライヤーのモニタリングは従来から長期サプライヤーのモニタリングより広範囲ではなかった。	
<b>KPMG 社による行動計画審査</b>	承認—2016 年 12 月	

<b>指標 VIII. b</b>	<b>合法性認証の対象となる原材料の割合</b>	
<b>改善に向けた機会 22</b>	森林管理評議会 (FSC) の加工流通管理 (特に、FSC コントロールウッド認証) は、正式な FSC 表示の付いた木材についてその合法性の証拠を提供している。マレーシアからエイプリル社が購入した木材には何の表示も無く、そのため、この合法性テストは完了していない。エイプリル社は自社のサプライヤーが正式な合法性表示の付いた木材を販売するよう要求すべきである。	
<b>エイプリル社の行動計画</b>	改善に向けた機会 3 の行動計画参照	期限 改善に向けた機会 3 の行動計画参照
<b>エイプリル社による根本原因分析</b>	FSC の加工流通管理手続に関する知識不足	
<b>KPMG 社による行動計画審査</b>	承認—2016 年 12 月	

<b>指標 IX. a</b>	コンセッションエリア別 HCV/HCS の面積および総面積
-----------------	-------------------------------

改善に向けた機会 23	エイプリル社の保全地区のうち、同社の土地バンクに掲載されている長期サプライヤーのおよそ 50% (40 社中 19 社) は HCV 報告書を公開していない。この指標に基づく透明性の向上のため、サプライヤーのいくつかは HCV 報告書を公開していない理由をさらに十分に説明することが望まれる (たとえば、HCV 手続が整備される以前にコンセッションエリアを開発したケースもある)。	
エイプリル社の行動計画	長期サプライヤーの HCV 報告書に関する詳細を公表し、長期サプライヤーのいくつかのコンセッションエリアの報告書がウェブサイトに掲示されていない理由を明らかにする。	期限 90 日
エイプリル社による根本原因分析	現在開示されているものには利用可能な HCV 報告書が含まれていたが、コンセッションエリアのいくつかについて報告書が存在しない理由について明確さを欠いていた。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
指標 IX. c	長期・短期サプライヤーの公表リスト	
改善に向けた機会 24	2016 年 3 月 1 日に開始された契約がサプライヤー 1 社 (アグロヌサ・アラム・スジャトゥラ) について確認された。当該サプライヤーは 2016 年 3 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日まで原材料の供給を行っていなかったが、SFMP2.0 不適合のために打ち切られる前の 7 月から 9 月まで供給をしていた。このサプライヤーはどの時点でもエイプリル社のサプライヤーリストに載っていなかった。エイプリル社には契約開始時点ですべてのサプライヤーを掲載することによりサプライヤーリストの透明性を高めることが望まれる。	
エイプリル社の行動計画	持続可能性を担う部署が、すべてのサプライヤーを契約開始時点のサプライヤーリストで確認する。サプライヤー公開リストを四半期毎に更新する。	期限 30 日
エイプリル社による根本原因分析	新規サプライヤーが (サプライヤーリスト更新の責任を担う) 持続可能性を担う部署と契約をした時点では、新規サプライヤー適正評価プロセスの対象ではなかったため、サプライヤーリストの更新が迅速でなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
改善に向けた機会 25	持続可能性ポータルサイトへのアクセスはパスワードで管理されており、ウェブサイト上の情報にアクセスするための登録を問題なく行うためにはエイプリル社従業員による手動承認が必要になる。ウェブサイトへのアクセスがより迅速に行えるよう手動承認プロセスを削除することが望まれる。	

エイプリル社の行動計画	新規ユーザーのアクセスがタイムリーに行われ、または透明性に関する懸念なしに使用頻度を追跡できるよう、パスワードをユーザーに自動的に提供する。	期限 90日
エイプリル社による根本原因分析	競合他社と類似の手続きを使い、ポータルサイト内で利害を追跡するため。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016年12月	
指標 IX. d	RAPP 社、長期・短期サプライヤーのコンセッションエリアマップの公表割合	
改善に向けた機会 26	↑コンセッションエリアマップを公表するサプライヤーの数を引き続き増やすことが望まれる。	
エイプリル社の行動計画	あらゆる形態の土地被覆の変化を SFMP2.0 遵守に関する SOP の一環として、すべてのサプライヤーの報告要件に含める。	期限 90日
エイプリル社による根本原因分析	短期サプライヤーのデータ要件が従来から長期サプライヤーに対する要件より広範囲ではなかった。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016年12月	

指標 IX. e	SAC 提言の状況	
改善に向けた機会 27	エイプリル社は SAC 提言への正式な対策を準備し、その対策は提言との関連で同社が同意する行動および当該行動が行われる期限を示すべきである。	
エイプリル社の行動計画	SAC 提言に対する正式な行動計画策定手続を開始する。	期限 今後の全 SAC 会議
エイプリル社による根本原因分析	処理済みの提言について正式な追跡が必要になるほど、未処理の提言の数が徐々に増加してきた。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	
改善に向けた機会 28	エイプリル社は、SAC 提言のうち現在までに十分な対処がなされてこなかったものについて、SFMP2.0 との不適合のリスクを減らす行動が優先されるようにするために、優先レベルの見直しを行うべきである。(たとえば、新規短期サプライヤーについての適正評価プロセスを強化するために 2016 年 1 月から出されている SAC 提言は我々の審査時点でまだ一部しか達成されていなかった。1 月以降の期間中に新規サプライヤーとの契約が締結され、そのうちの 1 件で SFMP2.0 との不適合を理由にすでに契約が解除されていた。これは、適正評価プロセスの強化が急務であることを示している。)	
エイプリル社の行動計画	エイプリル社は未処理の提言を優先し、SAC に期限の提案を行う。	期限 次回の SAC 会議
エイプリル社による根本原因分析	主要な提言について、優先順位、社内完了計画および期限が欠如していた。	
KPMG 社による行動計画審査	承認—2016 年 12 月	